介護保険の要介護認定申請は、下記の窓口かマイナポータルでお願いします。

要介護(要支援)認定の申請書の提出先

介護保険課	047-436-2302	湊町2-10-25
二宮出張所	047-464-1811	滝台1-1-20
習志野台出張所	047-466-2811	習志野台2-45-18
芝山出張所	047-463-2561	芝山3-10-8
船橋駅前総合窓口センター (11番介護保険窓口)	047-423-3411	本町1-3-1 (フェイスビル5階)

高根台出張所	047-465-4331	高根台1-2-5
豊富出張所	047-457-2003	豊富町4
二和出張所★	047-447-4507	二和東5-26-1
西船橋出張所	047-433-4321	西船4-17-3

※連絡所では受け付けしていません。
※郵送でも受け付けしております。

郵送での申請の際は船橋市介護保険課宛に送付してください。

★令和6年8月~令和7年3月休館

申請できる人 原則として本人。

※本人が申請に行くことができない場合などには、家族や成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます(事業者の一覧表は、申請書の配布場所でお渡しします)。

受付時間 介護保険課・出張所 月曜〜金曜 午前9時〜午後5時(土・日・祝・年末年始を除く) 船橋駅前総合窓口センター 下記枠内をご覧ください。

必要書類 介護保険要介護(要支援) 認定申請書(上記受付窓□に用意してあります)

介護保険被保険者証(原本)

医療保険被保険者証(写し可)

※主治医意見書の依頼先がわかるもの(診察券など)をお持ちください。

※主治医意見書の作成依頼は、市から医療機関などに郵送で行います。



マイナポータル (ぴったりサービス) で、認定申請や再交付申請、負担限度認定申請など、一部の手続きができます。

https://myna.go.jp/



船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階11番窓口) での介護保険の業務案内

- 要介護認定 (新規・更新・変更) の申請
- 負担限度額の認定申請
- 高額介護サービス費等の支給申請
- 保険料の納付確認書の交付
- 被保険者証等の回収

- 介護保険事業所一覧の配布
- 居宅サービス計画作成依頼届出書の受付
- 保険料の納付、□座振替の手続き
- 被保険者証等の再交付の申請
- 要介護認定者の転入に係る申請

窓口の開館日時と休館日

区 分	曜日など	受付 時間
開館日	月曜日~金曜日	午前9時~午後8時
用に口	第2・第4土曜日とその翌日の日曜日※	午前9時~午後5時
	第1・第3・第5土曜日とその翌日の日曜日	
休館日	年末年始(12月29日~翌年1月3日まで)	休み
	祝休日	

※祝休日と重なる場合も開館します。

※天災・感染症対応、施設点検等の理由で、受付時間および取扱業務を縮小し、臨時休館日を設ける場合があります。その際は市ホームページや広報等でお知らせいたしますのでご了承ください。

(放業務を縮小し、臨時体館日を設ける場合があります。その 承ください。

介護保険・高齢者 福祉力イド

令和6年度版



船橋市

この冊子は環境に配慮し、 VEGETABLE 植物油インキを使用しています。

FONT 冊子内の本文には、見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ーサル 無 ©(株





地域包括ケアシステム

	以己行ソアン人ノム	0
介護	保険制度	
2介	護保険のしくみ	8
2-1 2-2 2-3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10
3 サ	ービス利用までの流れ	14
3-1 3-2	●要介護認定申請のタイミングはいつ?●一人暮らしをしている高齢の親が心配…●もしものための要介護認定は必要?●友人や医療機関に介護申請を勧められたけれど…	16
4 ケ	·アプランの作成	22
4-1 4-2		22 24
巨介	護保険のサービス/利用者負担	26
	利用者負担(負担割合の決まり方)	

	●短期間だけ施設に入所するサービス
	●訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス
	●福祉用具と住宅改修40
	●施設入所やグループホーム・有料老人ホームなど42
	●生き生きと若々しく過ごすための教室/
	ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業44
5-6	利用者負担を軽減する制度45
	●高額介護(介護予防)サービス費の支給45
	●高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給46
	●施設での食費・居住費(滞在費)を軽減する制度47
	●社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度48
	●災害等にともなう利用者負担の軽減制度49
	●船橋市独自の利用者負担助成制度49
6 介	護保険料 50
	保険料の決まり方と納め方·······50
6-1	
6-2	保険料の滞納·······53
6-2 6-3	保険料の減免
6-2 6-3	保険料の減免
6-2 6-3 市の	高齢者福祉サービスおよび
6-2 6-3 市の	保険料の減免
6-2 6-3 市の 高齢	高齢者福祉サービスおよび
6-2 6-3 市の 高齢 7高	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 齢者福祉サービス 54
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 齢者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 **者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など ** 枚の支給 54
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者 7-1 7-2	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 給者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 1 7-1 7-2 7-3	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 齢者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給 54 日常生活用具の給付(自動消火装置・電磁調理器・シルバーカー) 54 介護用品(紙おむつ等)の支給 54
6-2 6-3 市の 高齢 7-1 7-2 7-3 7-4	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 鈴者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給・・ 54 日常生活用具の給付(自動消火装置・電磁調理器・シルバーカー) 54 介護用品(紙おむつ等)の支給・・ 54 補聴器購入費用の助成・ 55
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 3 高齢者 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 齢者福祉サービス 「他役立つ物品の貸与・給付や助成など 「大の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6	
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢者	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 齢者福祉サービス 「た役立つ物品の貸与・給付や助成など 大の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢者	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 齢者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給・・ 54 日常生活用具の給付(自動消火装置・電磁調理器・シルバーカー) 54 介護用品(紙おむつ等)の支給・・ 54 補聴器購入費用の助成・・ 55 福祉タクシー乗車券(要介護者等)の交付・ 55 はり・きゅう・マッサージ等費用の助成・ 56 の安否確認サービスなど 緊急通報装置の貸与・ 57
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢者 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢者 7-7 7-8	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢を 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢を 7-7 7-8 7-9	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6-2 6-3 市の 高齢 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢 7-7 7-8 7-9 7-10	高 齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 鈴者福祉サービス 54 に役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給 54 日常生活用具の給付(自動消火装置・電磁調理器・シルバーカー) 54 介護用品(紙おむつ等)の支給 54 補聴器購入費用の助成 55 福祉タクシー乗車券(要介護者等)の交付 55 はり・きゅう・マッサージ等費用の助成 56 の安否確認サービスなど 緊急通報装置の貸与 57 声の電話訪問 57 配食サービス(食の自立支援事業) 58 ふれあい収集 58
6-2 6-3 市の 高齢 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢者 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 **者福祉サービス 54 **(こ役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6-2 6-3 市の 高齢 7 高 高齢 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 **計算のための制度 **計算のための制度 **計算のための制度 **計算のための制度 **では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
6-2 6-3 市の 高齢 7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 高齢者 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11	高齢者福祉サービスおよび 者等のための制度 **者福祉サービス 54 **(こ役立つ物品の貸与・給付や助成など 杖の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

7-15	福祉リフトカーの利用	60
日常生	活の軽易なお手伝い	
7-16	軽度生活援助員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
7-17	生活・介護支援サポーターの養成・派遣	61
	ファミリー・サポート・センター(介護)	
	緊急一時支援員の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
その他	の高齢者支援サービス	
7-20	障害者控除対象者認定書の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
7-21	高齢者運転免許証自主返納サポート事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
7-22	特別障害者手当·····	
7-23	生活福祉資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
7-24	家族介護慰労金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
7-25	家族のための介護教室	66
7-26	協力医療機関短期入所	66
7-27	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	66
7-28	地区社会福祉協議会	67
	●ミニデイサービス事業	
	●ふれあい・いきいきサロン事業	
	●助け合い活動	
	●車イス貸出事業	
	●安心登録カード事業	
7-29	公益財団法人船橋市福祉サービス公社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
8 身	近な相談窓口 7	0
8-1	地域包括支援センター	70
8-2	民生委員・児童委員による相談支援	71
8-3	ふなばし健康ダイヤル24	
8-4	「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」	71
8-5	成年後見制度	
8-6	権利擁護(成年後見制度等)に関する相談窓口	73
8-7	成年後見制度利用支援	
8-8	高齢者まちかど案内所····································	73
8-9	SNS相談@船橋······	73
8-10	ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」	·· 74
C ==		1
9		' 5
9-1	認知症初期集中支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
0.0		
9-2	やすらぎ支援員の派遣 (認知症高齢者の見守り)	75

9-4	みまもりあいアプリ(行方不明高齢者の情報共有)	76
9-5	徘徊高齢者家族支援サービス	77
9-6	認知症カフェ	77
9-7	認知症・若年性認知症の家族を支えるための家族交流会	77
10 高	齢者医療	78
11 医	療と介護の連携	80
11-1	在宅医療支援拠点ふなぽーと	80
11-2	在宅医療・介護の講演会・相談会、出張講演会	81
11-3		
11-4	船橋在宅医療ひまわりネットワーク	82
11-5	ひまわりシート	
11-6	船橋在宅医療ひまわりネットワーク市民公開講座	83
11-7	船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ	
	"ひまわりマップ"	83
12 地	域リハビリテーションの推進	84
12-1	地域リハビリテーションとは	81
12-2	地域リハビリテーションの流れ	
12-3	船橋市リハビリセンター····································	
12-4	リハビリテーションに関する相談	
13 要	介護高齢者のための歯科診療	86
		.
14 高	齢期の住まい方	87
14-1	高齢期の住まい方	87
14-2	高齢者住宅整備資金の貸付	88
14-3	高齢者住宅改造資金の助成	88
14-4	リフォーム融資の債務保証	89
14-5	住宅への手すりの設置等の支援	89
14-6	建築住宅相談	
14-7	高齢者住み替え支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
14-8	家賃債務保証支援事業	
14-9	安心して入居できる賃貸等の情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
14-10		91
14-11		92

但 入	听施設	94
15-1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	92
15-2	軽費老人ホーム(旧ケアハウス・軽費老人ホームA型)	95
15-3	養護老人ホーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
16 健	康づくり	96
16-1	船橋市健康スケール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
16-2	アクティブシニア手帳(介護予防手帳)	96
16-3	健康診査・人間ドック、結果相談や保健指導	96
16-4	成人健康相談	97
16-5	健康教育	97
16-6	市民ヘルスミーティング	
16-7	身近な公園で健康づくり	97
16-8	ふなばし健康ポイント	97
"		
17 生	きがいづくり	98
17-1	—- ·	
17-2	老人憩の家	98
17-3	老人生きがい広場ゲートボール場	
17-4	老人クラブ	
17-5	老人クラブ助成金	99
17-6	高齢者学級(寿大学・福寿大学等)	
17-7	公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
17-8	敬老事業	101
17-9	高齢者健やか活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
17-10	シルバーカード	101
18 地	域支援団体への補助	102
18-1	認知症カフェの設置支援	102
19 Tip	と と と所以外での取り扱い業務及び各受付場所	103
_		
資	料	
20 資		104

11 地域包括ケアシステム

高齢になってもいつまでも元気に暮らし続けられ、たとえ障害があっても、介護が 必要となっても、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるまちをつ くることです。

下の図のように、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」の5分野について、ニー ズに応じたサービスが提供されるようにみんなで支え合い、つくっていくことが大切 です。

防

地域包括ケアシステム

"健康寿命日本一のまち" を目指す



具体的な取り組み

- ●24地区コミュニティごとの 『市民ヘルスミーティング』 開催(詳しくは97ページへ)
- ●市民が体操指導士となり、ボ ランティアで教える『ふなば しシルバーリハビリ体操」の 推進(詳しくは44ページへ)
- ●身近な公園で体操を行う公園 を活用した健康づくりの推進 (詳しくは97ページへ)

居住支援協議会

高齢者等の民間賃貸住宅への入居を支援 (詳しくは91ページへ)



住まい

"安心して暮らせる住まいがあるまち"を目指す



かざぐるま休日急患・ 特殊歯科診療所 さざんか特殊歯科診療所

休日急患診療や障害児(者)、介護が必 要な高齢者の治療(詳しくは86ページへ)



"希望をかなえる在宅医療 を推進するまち"を目指す



具体的な取り組み

- ●在宅医療の講演会等での普及 啓発(詳しくは81、83ページへ)
- ●救急搬送時の情報を提供する 『ひまわりシート』の配付(詳 しくは82ページへ)
- ●在宅医療を行っている機関を 集約し、インターネットや紙 媒体で在宅医療・介護の専門職 へ配布(詳しくは83ページへ)

在宅医療支援拠点 ふなぽーと

在宅医療・介護に関する相談への対応や 在宅医療・介護関係者への支援(詳しく は80ページへ)



●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 地域包括支援係 ☎ 047-436-2882

上活支援

"ちょっとした手助けが うれしいまち"を目指す



具体的な取り組み

- ●ボランティアの発掘・育成や 活動支援を行う『生活支援 コーディネーター」を24地区 コミュニティごとに配置
- ●バスを使った外出を支援する ために、バス停留所に上屋や ベンチを整備

地域ケア会議

より暮らしやすい地域にするため、24地 区コミュニティ単位で開催(詳しくは23 ページへ)



地域包括支援センター・ 在宅介護支援センター

高齢者やその家族の相談に対応(詳しく は70、104~106ページへ)



具体的な取り組み

- ●住まい探しの相談窓□『住まい るサポート船橋』で高齢者の物 件相談や入居後の生活を支援す るサービスの提供(詳しくは91 ページへ)
- ●自宅や分譲マンションのバリア フリー化等に対する費用の助成 (詳しくは88、89ページへ)
- ●引越費用等の助成(詳しくは90 ページへ)

"介護が必要な人の生活の 質が保たれるまち"を目指



●認知症が疑われる人への「認 知症初期集中支援チーム」に よるサポート (詳しくは75ペ

具体的な取り組み

- ージへ) ●特別養護老人ホームや介護老
- 人保健施設の整備
- ●合同就職説明会の開催による 介護人材の確保
- ●船橋市介護人材無料職業紹介 所の運営

市立リハビリテーション病院・ 市リハビリセンター

入院中だけではなく、退院後もリハビリテーション を続けられる体制を提供(詳しくは85ページへ)



船橋在宅医療ひまわり ネットワーク

医療・介護関係者等でネットワークをつ くり、チームで在宅医療を支援(詳しく は82~83ページへ)



21 介護保険のしくみ

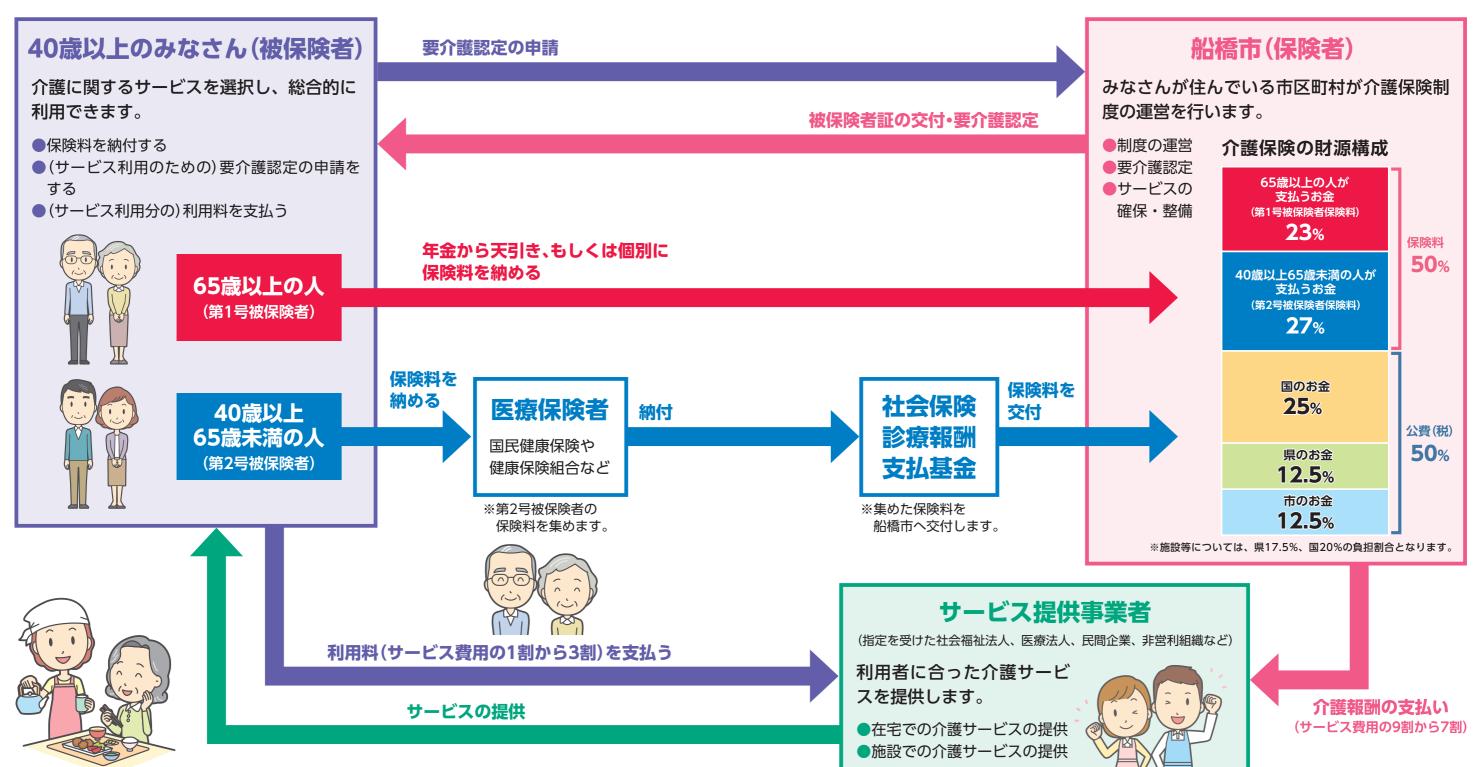
2-1 介護保険制度

2 介護保険のしくみ

介護保険制度は、みなさんの住む船橋市が保険者となって運営します。

40歳以上の人全員が被保険者(加入者)となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部(原則として1割から3割)を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。





2-2 被保険者

40歳以上の人は、介護保険の被保険者(加入者)となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に分けられます。

◎65歳以上の人は第1号被保険者です

65歳以上の人は第1号被保険者になります。第1号被保険者は原因を問わずに、日常生活を送るために介護や支援が必要となった場合に市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。



◎ 40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者です

40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人は第2号被保険者になります。

第2号被保険者は老化が原因とされる病気(※特定疾病)により、日常生活を送るために介護や支援が必要となった場合に市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。



※特定疾病

- ●がん
- (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- きん い しゅくせいそくさくこう か しょう 筋萎縮性側索硬化症
- こうじゅうじんたいこっか しょう
- ●骨折を伴う骨粗鬆症

- ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、 だいのうひしつきていかくへんせいしょう 大脳皮質基底核変性症 およびパーキンソン病
- せきずいしょうのうへんせいしょう
- せきちゅうかんきょうさくしょう

 脊柱管狭窄症
- そうろうしょう **早老症**
- た けいとう い しゅくしょう **多系統萎縮症**

- 糖尿病性神経障害、 とうにようびょうせいじんしょう 糖尿病性腎症および とうにようびょうせいもうまくしょう 糖尿病性網膜症 糖尿病性網膜症
- のうけっかんしっかん 脚血管疾患
- へいそくせいどうみゃくこう かしょう 閉塞性動脈硬化症
- ■慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関 世つ 節に著しい変形を伴う

◎加入は40歳になったら

介護保険に加入するのは、40歳の誕生日の前日からになります(誕生日が月の初日 の人は前月の末日になります)。

40歳になったとき

例 7月1日生まれ ▼

> **6月30日**から 加入します (第2号被保険者)

7月2日生まれ ▼ **7月1日**から

加入します (第2号被保険者)

65歳になったとき 例 9月1日生まれ ▼ 9月2日生まれ ▼ 8月31日から 第1号被保険者 第1号被保険者

となります

となります

2

介護保険のしくみ

介護保険に加入するための手続きは、第1号被保険者については市区町村ごとに、第2号被保険者については医療保険ごとに行うため、個別に手続きする必要はありません (被保険者となったあと、転出入する場合などは届け出が必要となります)。

◎届け出が必要なとき

65歳以上の人(第1号被保険者)は、次のようなときに届け出が必要です。本人もしくは世帯主が届け出てください。

- ●他の市区町村から転入したとき
- ●他の市区町村へ転出するとき**
- ●市内で住所が変わったとき**
- ●氏名等が変わったとき*
- ●被保険者が死亡したとき*
- ※印の場合は被保険者証を添付して届け出てください。





三人名达曼巴尔

他の市区町村の介護保険住所地特例施設に入所して、 住所を施設に変更した場合は

介護保険施設に入所することにより、住所をその施設に変更した場合は、住所変更前の市 区町村の被保険者になり、被保険者証も住所変更前の市区町村から交付されます。また、継 続して別の介護保険施設に入所して、住所を施設に変更した場合には、最初の施設への入所 前の住所地の市区町村の被保険者になります。

「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」 なども同様です。

2-3 被保険者証

被保険者証は介護保険の被保険者であることを証明するとともに、介護サービスを 利用するときなどにかかせないものです。大切に扱いましょう。

◎被保険者証が交付されるとき

65歳以上の人

第1号被保険者

みなさんに交付されます。

40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

要介護・要支援の認定を受けた人に 交付されます。

◎被保険者証はこんなときに使います

被保険者証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときなど、介護サービスの利用にはかかせないものです。忘れずに提示しましょう。

要介護認定の申請

介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します。 (17ページ参照)

ケアプランの作成

ケアプランの作成依頼を市に届け出るとき、また事業者などに計画 作成を依頼するときに 提出します。

(22~25ページ参照)

サービスの利用

在宅サービス、施設サービス等を利用するときは、事業者や施設に提示します。

(26ページ参照)



三人称 全世世界

被保険者証を、紛失してしまった・焼失してしまった…

被保険者証は再交付できます。市役所本庁舎3階介護保険課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所で再交付申請書を受付するほか、郵便での提出も可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルの「ぴったりサービス」(詳細は二次元コードから)でお手続き可能です。



◎被保険者証の記載内容を確認しましょう

介護保険の被保険者証には、要介護認定の結果など介護サービスを利用するための大切な情報が記載されています。必ず確認しておきましょう。

申請などで使用するので、大切に保管してください。



スの種類 種類支給限度基準

認定年月!

(うち種類支給 限度基準額)

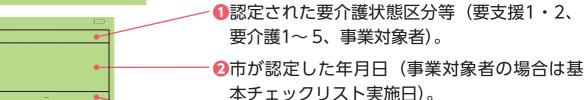
認定審査会の意見及び

被保険者証の番号を別に控えておきましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないかを確認 しましょう。 2

介護保険のしくみ

裏面の注意事項をよく読みましょう。



- ③認定の有効期間は新規・変更認定の場合は3~ 12カ月、更新認定の場合は3~48カ月間。
- ⁴41カ月間に介護保険を適用して利用できるサービスの上限の目安です。要介護状態区分により異なります。介護保険の「単位」での表示となります。(目安の金額については28ページ参照)
- ●個別のサービスの上限が設定されます。
- ⑥認定審査会の意見が付されている場合は、その内容に沿ってサービスを利用します。
- **▽**保険料の滞納などで給付に制限がある場合に 記載されます。
- ③ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等が記載されます。
- **⑨施設サービスを利用する場合に、介護保険施設などで名称や入退所等年月日を記載します。**
- ※ 1~ 9については、該当する場合のみ記載されます。



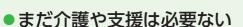
3 サービス利用までの流れ

3-1 今の状態に合わせたサービス(支援)は?

介護予防やどんな介護サービスを利用したらよいかわからない場合は、まずは、地 域包括支援センターや介護保険課へ相談しましょう。

① 相談する

地域包括支援センターまたは介護保険課 で、相談の目的を伝えます。希望するサー ビスがあれば伝えましょう。



●介護予防に 取り組みたい など

サービス利用までの流れ



- ●生活に不安があるがどん なサービスを利用したら よいかわからない
- デイサービス・ ホームヘルパー を利用したい

など

- 介護サービスが必要
- 福祉用具・住宅 改修を利用したい など



② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。 まだ支援が必要でない人には、一般介護予防事業など を紹介します。

基本チェックリストを受ける

25 の質問項目で日常生活に必要な機能 が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業の みを希望する場合には、地域包括支援 センターおよび在宅介護支援センター で行う基本チェックリストによる判定 で、サービスを利用できます。



定

要介護認定を受ける



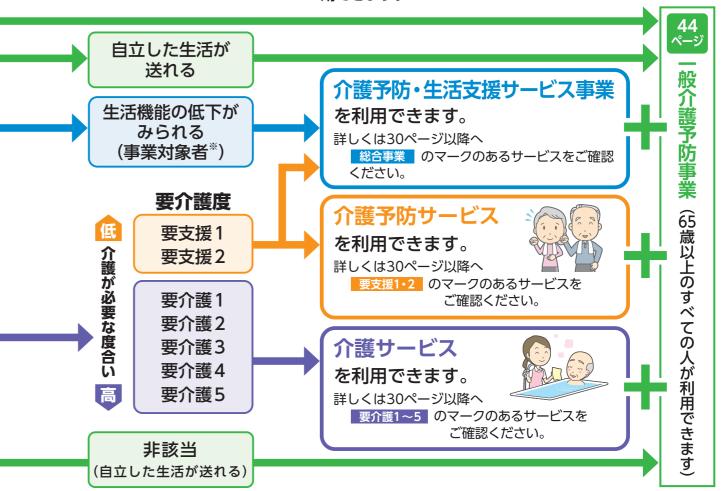
市の受付窓口(詳しくは裏表紙 をご覧ください)へ申請して、 要介護認定を受けます。

③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストに よって心身の状態が判定されます。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異な ります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての人が利 用できます。



※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。また、要介護認定は、事業対象者となったあとでも申請できます。 なお、40歳以上65歳未満の人が「介護予防・生活支援サービス事業」を利用するには、必ず要支援認定が必要になります。

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25 項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよい かがわかります。

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっと した不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。 いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防 などに取り組むことが大切です。



基本チェックリスト(一部抜粋)

- □ 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか
- □ 6 カ月間で 2 ~ 3kg 以上の体重減少はありましたか
- □ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- □ 週に1回以上は外出していますか
- □ 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターに相談しましょう (70、104~106ページ参照)。

3-2 介護申請Q&A

- ② 要介護認定申請のタイミングはいつ?
- 介護サービスが必要なとき、福祉用具や住宅改修の利用を考えている ときが申請のタイミングです。
- 一人暮らしをしている高齢の親が心配…
- 市では、高齢者やそのご家族のための総合相談窓口として、地域包括 支援センターを設置しています。また、その協働機関として在宅介護支 援センターを設置しています。

まずはお住まいの地区を担当する地域包括支援センターまたは、在宅介護支援センターにご相談ください(70、104~106ページ参照)。

② もしものための要介護認定は必要?

介護サービスの利用予定がないのであれば、要介護認定をお持ちになる必要はありません。

介護保険は要介護度によって受けられるサービスの種類やサービス量が異なります。

事前に認定を受けた時のお身体の状態と、サービス利用開始時のお身体の状態が変わっている場合には、再度の要介護認定申請をしなければならないことがあります。

○ 友人や医療機関に介護申請を勧められたけれど…

介護サービスが必要になったら申請しましょう。 市ではいつまでも生き生きとした生活を続けられるよう、一般介護予 防事業を開催しています(44ページ参照)。

また、何かお困りのことがありましたら、お住まいの地区を担当する 地域包括支援センターまたは、在宅介護支援センターへご相談ください (70、104~106ページ参照)。

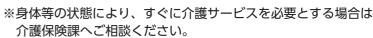
3-3 要介護認定(相談・申請~認定・通知)

要介護認定を受ける手順

介護サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認 定される必要があります。介護サービスを利用するまでの手順を見てみましょう。

1 申 請

介護サービスを利用する必要がある人は、市の受付窓口に申請してください。(船橋駅前総合窓口センター、各出張所でも申請ができます)



※第三者行為(交通事故等)により介護サービスが必要になった場合は、その旨を介護保険課に申し出てください。



3

サービス利用までの流れ

詳しくは18ページ参照

認 定 調 査 +

主治医意見書

市の職員等が自宅等を訪問し、心身の状況の調査を行います。また、主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

事前に主治医に相談しておきましょう。



詳しくは19ページ参照

③ 審査・判定

認定調査の結果および主治医意見書をもとに「介護認 定審査会」で、介護の必要性や程度について審査・判 定を行います。



詳しくは20ページ参照

4 認定•通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当」「要支援1・2」「要介護1 ~ 5」までの区分に分けて認定し、結果が記載された認定結果通知書、被保険者証および負担割合証を送付します。

詳しくは21ページ参照

ら ケアプラン の作成 「要介護1~5」の人は居宅介護支援事業者と、「要支援1・2」の人は地域包括支援センターもしくは一部の居宅介護支援事業者と話し合い、各種サービスを組み合わせたケアプランを作成します。



詳しくは22~25ページ参照

⊙ 介護サービス ⑤ 開始

ケアプランに基づいて在宅や施設で保健・医療・福祉の総合的なサービスを利用できます。

詳しくは26ページ参照

申請

サービス利用までの流れ

◎介護サービスを利用できる人

●第1号被保険者 (65歳以上の人) 原因を問わず、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

●第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人) 老化に伴う病気(10ページ特定疾病参照)が原因で、日常生活を送るために介護や支援が必要な人

◎申請が必要です

介護サービスを利用する必要がある人は、市の受付窓口(裏表紙参照)に申請してください。また、本人が申請に行くことができない場合などには、家族や成年後見人などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設等に申請を代行してもらうことができます。

申請に必要なもの

- ●介護保険要介護(要支援)認定申請書(受付窓口に用意してあります)
- ●介護保険被保険者証 (原本)
- ●医療保険被保険者証 (写し可)

※主治医意見書の依頼先がわかるもの(診察券など)をお持ちください。



※一部の申請は、マイナポータル内の「ぴったりサービス」から可能です。

●お問い合わせ

居宅介護支援事業者とは・・・

市町村の指定を受け、介護支援専門員(ケアマネジャー)を配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供事業者等と連絡・調整を行います。

介護保険課 ☎ 047-436-2302

障害のある人の介護保険の要介護認定申請

障害福祉サービス等の中には介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則介護保険が優先されます。そのため65歳以上(40歳以上65歳未満の場合は10ページの特定疾病に該当)の人は介護保険の認定申請が必要となります。

※ただし、重複するサービスでも、一定の要件を満たしている人は、障害福祉サービスをご利用できる場合があります。 詳しくは、ご利用の居宅介護支援事業所へご相談ください。

介護保険が優先される重複サービス

- ●車いすや電動ベッド等の貸与、腰かけ便座・入浴補助用具等の購入 ●ショートステイ(短期入所)
- ●ホームヘルプサービス(訪問介護) ●訪問入浴サービス ●機能訓練
- ●施設 (特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院) への入所
- ●グループホーム (認知症対応型共同生活介護) への入居 ●居宅生活動作補助用具 (住宅改修)



문사감본불(발?

第三者行為(交通事故等)で介護サービスを受けるときは、 市への届け出が必要です

介護保険の第1号被保険者の人は、交通事故等の第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護サービスを受けることができます。ただし、介護サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、利用者負担分を除く費用については市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。交通事故等が原因で介護サービスの利用が必要になった場合は、市への届け出が必要となりますので、介護保険課までご連絡ください。

認定調査・主治医意見書

申請により、認定調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医(かかりつけ医)に意見書を作成してもらいます。

◎認定調査

市の職員等が自宅等を訪問し、心身の状況などの概況調査、基本調査、特記事項について、認定調査を行います(調査項目は、全国共通です)。

基本調査 ■麻痺等の有無 ●聴 力 ■記憶・理解 ●拘縮の有無 ●移 乗 ●精神・行動障害 ●寝返り ●薬の内服 ■移動 ●起き上がり ●えん下 ●金銭の管理 ■日常の意思決定 ●座位保持 ●食事摂取 ●排 尿 ●両足での立位保持 ●集団への不適応 ●歩 行 ●排 便 ●買い物 ●立ち上がり ●□腔清潔 ●簡単な調理 ●片足での立位保持 ●洗 顔 ●過去14日間に受けた医療 ●洗 身 ● 整 髪 ■日常生活白立度 ●つめ切り ●衣服の着脱 ●視 力 ●外出頻度 概 況 調 査 特記 事

◎主治医意見書

本人の主治医(かかりつけ医)に、心身の状況についての意見 書を作成してもらいます。

高齢者の生活機能を評価する様式になっています。

主治医意見書の作成依頼は、市から医療機関などに郵送で行います。作成費用の自己負担はありません。

主治医意見書の作成について、事前に主治医に相談をしておくと、円滑に進みます。



審査・判定

認定調査と主治医意見書に基づくコンピュータ判定 (一次判定)を行い、その結果と認定調査の特記事項、主 治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介 護状態区分の判定が行われます(二次判定)。



コンピュータ判定

公平な判定を行うため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

基本調査に基づいて、 具体的な内容が記入 されます。

主治医の意見書

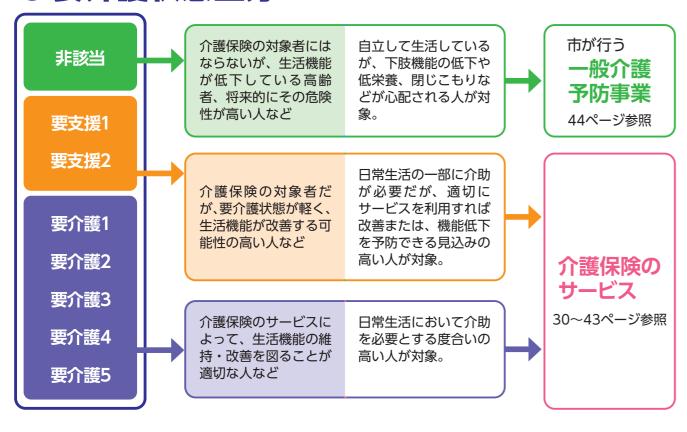
心身の状況について の意見書です。

介護認定審査会

介護認定審査会とは…

「介護認定審査会」は、医療、保健、福祉の学識経験者から構成されていて、 介護の必要性や程度について審査を行います。

◎要介護状態区分



認定・通知

介護認定審査会での審査判定結果に基づいて、要介護状態区分が 認定・通知されます。

◎認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査判定結果に基づいて認定され、結果が記載された認定結果通知書、被保険者証および負担割合証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しておきましょう。



3

-ビス利用までの流れ

- ●非該当……介護保険の給付は受けられませんが、一般介護予防事業を受けられる場合があります(44ページ参照)。
- ●要支援 1・2…… 介護保険の介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス 事業を受けられます (30 ~ 43 ページ参照)。
- ●要介護 1 ~ 5……介護保険の介護サービスを受けられます(30 ~ 43 ページ参照)。

■認定結果通知書に書かれていること

要介護状態区分、認定の有効期間など

■被保険者証に記載されていること

要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会意見等、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など(非該当の場合、要介護状態区分等は記載されません)

■負担割合証に記載されていること

利用者負担の割合、適用期間など

◎認定の有効期間と更新手続き

要介護認定には有効期間があります(下表参照)。介護保険のサービスや、要介護認定者を対象とした他のサービスをご利用の人は、引き続き認定を受ける必要があります。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の60日前から受け付けます。

認定区分	原則の認定の有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規・変更認定	6カ月	3カ月~ 12カ月
更新認定	12カ月	3カ月~ 48カ月

- ※認定の効力は原則申請日にさかのぼります(更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。
- ※認定の有効期間は、申請日が月途中の場合にはその月の末日までの期間+設定された有効期間の月数です。



三人称と登世?

認定結果に不服があるときは…

要介護認定の結果への疑問や納得できない場合は、まず、介護保険課にご相談ください。その上で、納得できない場合は、千葉県に設置された「介護保険審査会」に審査請求をすることになります。

4 ケアプランの作成

4-1 要支援1・2、事業対象者と認定された人

要支援1・2と認定された人や基本チェックリストにより事業対象者と認定された人 は、地域包括支援センターが中心となってケアプランを作成し、自立した生活を続け ていけるようサポートしていきます。

◎地域包括支援センター

要支援 要介護認定の通知 2 の

事業対象者の

基本チェックリストの実施





保健師などによる アセスメント

アセスメント表や本人・ 家族との話し合いにより、 利用者の心身の状態や環 境、生活歴などを把握し、 課題を分析します。



サービス担当者 との話し合い

目標を設定して、それ を達成するための支援 メニューを、利用者・ 家族とサービス担当者 で検討します。



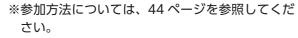
※要支援1・2の人は、一部の居宅介護支援事業者でもケアプランの作成が可能です。

◎非該当と認定された人

要介護認定の通知 非該当の

一般介護予防事業

介護保険の給付の対象者にはなりませ んが、65歳以上の人が利用できる介護 予防のための教室があります。





地域包括支援センターとは…

市内14カ所の地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネ ジャー等が中心となって、在宅での生活を支援します。

- ●総合的な相談・支援
- ●虐待防止などの権利擁護事業
- ●地域ケア会議の開催
- ●ケアマネジャーへの支援
- ●認知症施策の推進事業
- ●介護予防ケアマネジメント

(詳しくは 70、104~106ページをご覧ください)



社会福祉士



ケアマネジャー

ケアプランの作成

目標を達成するための 生活の仕方や、必要な サービスの種類や回数 などのプランを作成し ます。



予防給付の介護予防サービス、 総合事業の介護予防・生活支援 サービス事業を利用



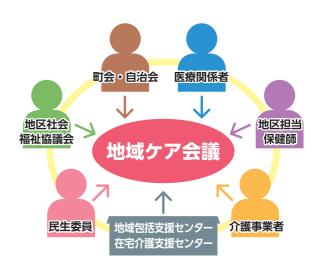
一定期間ごとに 効果を評価、 プランを見直します

地域包括支援センターではこんな支援も行っています

高齢者のみなさんを直接支援するほかにも、 地域で担当ケアマネジャーが円滑に仕事ができ るよう支援などを行っています。

また、より暮らしやすい地域にするため、町 会・自治会会員や地区社会福祉協議会会員、民 生委員、医療関係者、介護サービス事業関係者 などのさまざまな関係機関がネットワークをつ くり、地域ケア会議*を開催しています。

※地域ケア会議とは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活 できるように支援することを目的に、地区コミュニティ単位で 開催している会議のことです。地域包括支援センター・在宅介 護支援センターが開催しています。



4-2 要介護1~5と認定された人

認定結果をもとに、心身の状況に応じて居宅介護支援事業者と話し合 い、各種サービスを組み合わせたケアプランを作成します。

◎ ケアプランの作成を依頼します

認定結果をもとに居宅介護支援事業者に依頼し、専門家(介護支援専 門員)に心身の状況に合ったケアプランを作成してもらいます(居宅介 護支援)。ケアプランを作成した場合は、1割から3割の利用料を負担す れば介護サービスを利用できます。



依頼する事業者が決まったら市へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」 を提出します。

※ケアプランの作成には利用者負担はありません。

ケアプランの作成

介護支援専門員(ケアマネジャー)とは…

介護の知識を幅広くもった専門家。介護サービスを利用するときの相談や、 在宅サービス事業者等との連絡・調整を行い、ケアプランを作成します。

◎施設に入所する場合

施設への入所を希望する人は、直接、施設に申し込みます。 (適当な施設がわからない場合は居宅介護支援事業者が紹介 します。)



ビス

の

利用

施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する 施設内でケアプランを作成して利用していくことになります。 ※介護保険施設は 110~112ページをご覧ください。

小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合は…

小規模多機能型居宅介護(39ページ)や看護小規模多機能型居宅介護(39 ページ)を利用する人のケアプランは、小規模多機能型居宅介護事業者および看 護小規模多機能型居宅介護事業者が作成します(居宅介護支援事業者にケアプラ ンの作成を依頼する必要はありません)。

ケアプラン作成からサービス開始まで

居宅介護支援

事業者

作成を依頼

を利用し たビス し施 た設いに 入所

利用者の状況を 把握

利用者本人・家族 と面接し、現状を聞 き取り、問題点や課 題を把握します。

ケアプランの 原案の作成

サービス事業者に関 する情報を提供し、 利用者が事業者を選 び、ケアプランの原 案を作成します。

サービス事業者 の担当者との 連絡・調整

利用者本人・家族 とサービス事業者 の担当者が介護支 援専門員を中心に 話し合います。

ケアプランの 作成

利用者の希望や心 身の状況を考慮し、 それぞれの要介護 度に応じたケアプ ランを作成します。

ケアプランの 確認、同意

利用者にケアプ ランの内容につ いて確認しても らい同意を得ま す。

施設への入所を希望する場合は紹介します

自分で直接申し込みます

日 介護保険のサービス/利用者負担

5-1 サービスの利用の仕方

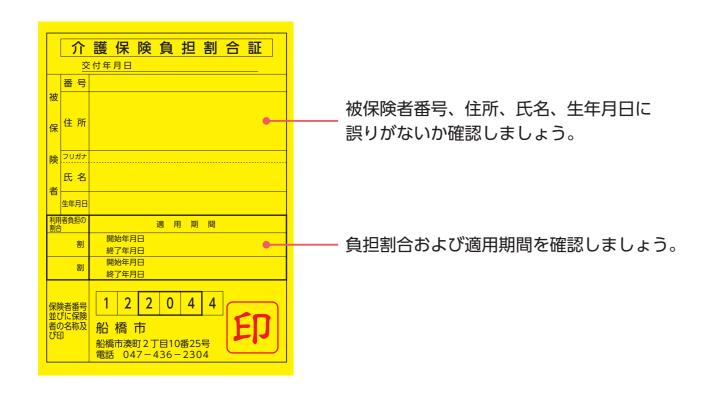
◎作成したケアプランに基づくサービス利用

サービス提供事業者に被保険者証、負担割合証、サービス利用票*を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

※作成したケアプランをもとに、利用者にはサービス利用票が、サービス事業者にはサービス提供票が、ケアマネジャーから交付されます。

◎費用の1割から3割が利用者負担

介護保険サービスを利用する人は、原則としてサービスにかかった費用の1割から3割を負担します。要介護(要支援)認定を受けた人と総合事業の事業対象者の人に、利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。



65歳以上(第1号被保険者)で一定以上の所得のある人は、介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割または3割となります。ただし利用者の負担額には月額の上限額の設定(高額介護サービス費45ページ参照)があるため、全ての方の実際の負担が2倍または3倍になるものではありません。

5-2 利用者負担(負担割合の決まり方)

利用者本人の市民税の課税状況と、本人および同じ世帯にいる65歳以上の人の所得により決まります。

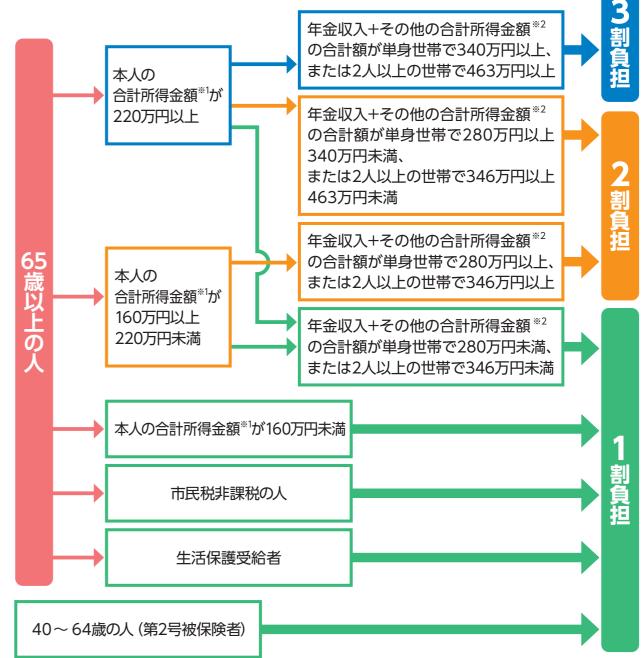
利用者負担の割合は、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載されています。



介護保険のサー

・ビス/

利用者負担



課税状況や所得、世帯構成の変更等によって、負担割合が変更となる場合があります。その場合は、あらためて変更後の「介護保険負担割合証」を交付いたします。

- ※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、所得金額調整控除、必要経費を 控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得 および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。
- ※2「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

5-3 サービス費用と支給限度額

■船橋市のサービス種類ごとの単価

サービスの種類によって、単価が4種類に分けられています。サービスの費用は、この単価にサービスの内容によって定められている単位数を掛けて算出されます。

単 価	サービス
10.84円	訪問介護/訪問入浴介護/訪問看護/定期巡回·随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/居宅介護支援
10.66円	訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/短期入所生活介護/認知 症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護
10.54円	通所介護/地域密着型通所介護/短期入所療養介護/特定施設入居者生活介護/認知症対応型共同生活介護/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院/地域密着型特定施設入居者生活介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
10.00円	居宅療養管理指導/福祉用具貸与

[※]上記サービスは介護予防を含みます。

■主な在宅サービスの支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に保険から給付される上限額(支給限度額)が決められています。利用者負担額は、支給限度額の1割から3割となります。

要介護状態区分	支給限度額	利用者負担額(円/月額)		
女儿设认忠心儿	(円/月額)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

[※]支給限度額は本来、「単位」として設定されていますが、上の表では、わかりやすく1単位10円として金額に 換算して表示しています。

[※]総合事業の事業対象者の支給限度額は、原則、要支援1と同じです。



三人称と是世?

限度額を超えてサービスを利用する場合は…

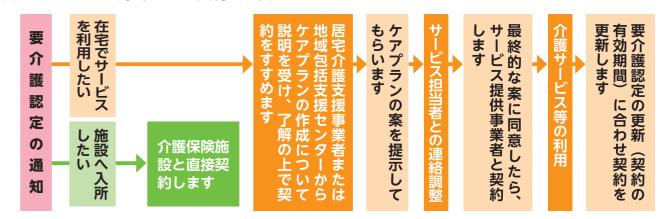
介護サービスには要介護度に応じた上限(支給限度額)が決められますが、もしその上限 を超えるサービスを利用する場合は、その分については全額自己負担になります。高額介護 (介護予防)サービス費や高額医療合算介護(介護予防)サービス費の対象にもなりません。

5-4 事業者と契約をするときに注意すること

利用者のみなさんが居宅介護支援事業者やサービス事業者等と契約を交わす必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。

●契約が必要となるとき

介護(介護予防)サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用するまでの手順の中で、次のようなときに事業者との契約が必要となります。



●こんなことに注意しましょう

契約の目的 ……契約の目的となるサービスが明記されているか。

契約の当事者 …… 利用者と事業者との間の契約となっているか。

指定事業者……都道府県または市町村から指定された事業者か。

サービスの内容 …… 利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。ケアプランに位置づけるサービスについて、複数の事業所の紹介を求めることができる

ことの説明がされたか。

るか。

契約期間……在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。施設サービスは退所にともなう利用者の契約解除ができ

利用者負担金 …… 利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。また、介護保険法に基づいた金額となっているか。

利用者からの解約 …… 利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることとなっているか。

賞 サービフ 担供に トック利田老が指宝を与え

害 賠 償 …… サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が 明記されているか。

秘 密 保 持 …… 利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

契約書には上記以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

5-5 利用できるサービス

◎介護保険で利用できるサービス

サービスごとに記載されている「サービス費用のめやす」の金額は、サービス 利用時の基本料金であり、実際には加算がある場合など、利用する事業所やサー ビス内容等により負担額は変わります。

太枠 の金額は、その基本料金に対し、1割負担の利用者が負担する額のめや すです。

●訪問を受けて、ご自宅で利用するサービス	31ページ
●日帰りで利用するサービス	36ページ
●短期間だけ施設に入所するサービス	38ページ
●訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス	39ページ
●施設入所やグループホーム・有料老人ホームなど	42ページ
●福祉用具と住宅改修······40~41 ·	88ページ

地域密着

… 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービスです。そのため、原 則として他の市区町村の地域密着型サービスは利用できません。

総合事業 … 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のことで、以下 のサービスがあります。

介護予防・生活支援サービス事業(対象者 要支援1・2 事業対象者)

■介護予防訪問型サービス	,
■介護予防生活支援サービス	}
■介護予防通所型サービス	}
■介護予防運動機能向上デイサービス	}
■介護予防ミニデイサービス	}

一般介護予防事業 (対象者:65歳以上のすべての人)

■ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業······ 44ページ

|太枠|の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には加算がある場合など、利用 する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

◎訪問を受けて、ご自宅で利用するサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

要介護1~5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、 食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助 を行います。 通院などを目的とした、乗降介助(介 護タクシー)も利用できます。

サービス費用のめやす

身体介護(30分以上1時間未満)		4,195円	420円
生活援助(20分以上45分未満)		1,940円	194円
通院等のための乗車または降車 の介助(片道につき)	•	1,051円	106円



- ※「生活援助」は、本人や家族が障害・疾病などのため、家事(掃除、洗濯、調理など)を行う ことが困難な場合に利用します。単に同居家族がいるという理由で利用できないわけではあり ませんので、サービスの利用につきましてはケアマネジャーにご相談ください。
- ※通院等のための乗車または降車の介助を利用する際の運賃は、自己負担となります。
- ※共生型の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも利用できます(44ページ参照)。

夜間対応型訪問介護

地域密着

(※令和6年4月1日現在、船橋市内にはありません。)

要介護1~5

24時間安心して在宅生活が送れるよう、 巡回や通報システムによる夜間専用の訪問 介護を行います。

サービス費用のめやす

基本料金	1カ月10,720円	1,072円
定期的な訪問	1回につき4,032円	404円
通報による訪問	1回につき6,146円	615円



介護予防訪問型サービス (ホームヘルプサービス)

総合事業

要支援1・2 事業対象者

利用者が自力では困難な行為につい て、同居家族の支援や地域の支えあい・ 支援サービスなどが受けられない場合 には、ホームヘルパーによるサービス を提供します。



サービス費用のめやす

週1回程度の利用	要支援1・2・事業対象者	1カ月 12,747円	1,275円
週2回程度の利用	要支援1・2・事業対象者	1カ月 25,463円	2,547円
週2回程度を超える利用	要支援1・2・事業対象者	1カ月 40,400円	4,040円

介護予防生活支援サービス (家事援助)

総合事業

要支援1・2 事業対象者

掃除、洗濯、調理など、利用者や同 居家族で行うことが困難な場合には、 市の研修を修了した船橋市認定ヘル パーが支援します。



サービス費用のめやす

45分未満のサービスを行った場合	要支援1・2・事業対象者	•	1,745円	175円
45分以上のサービスを行った場合	要支援1・2・事業対象者		2,146円	215円

太枠 の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には加算がある場合など、利用 する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

認知症訪問支援サービス(船橋市独自のサービス)

要介護1~5 要支援1・2

特に行動・心理症状が見受けられる認知症高齢者等の人が、介護保険の訪問介 護サービスと一体的に利用するサービスで、介護者不在時等の見守りや外出時の 同行支援などを行います。

※利用条件等があるため、利用する際はケアマネジャーに相談してください。

サービス費用のめやす (1ヵ月10時間まで)

15分以下		730円	73円			
15分を超え30分以下		1,460円	146円			
- /1 [/) ナ 始 ナ オ						

↓ (15分を増すごとに730円を加算)

9時間45分を超え10時間以下 29,200円 2,920円

外出時の同行支援

15分以下		1,490円	149円
15分を超え30分以下		2,980円	298円
 ↓ (15分を増すごとに1	,490	 O円を加算)	

9時間45分を超え10時間以下 59,600円 5.960円



5

介護保険のサービス/利用者負担

訪問入浴介護

要介護1~5

介護職員と看護職員が家庭 を訪問し、浴槽を提供しての 入浴介護を行います。

介護予防訪問入浴介護

要支援1・2



サービス費用のめやす

要介護1~5	13,723円	1,373円
要支援1・2	9,279円	928円

訪問看護

介護予防訪問看護

要介護1~5

要支援1•2

疾患等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから	要介護1~5	8,921円	893円
(30分以上1時間未満)	要支援1・2	8,606円	861円
病院または診療所から	要介護1~5	6,222円	623円
(30分以上1時間未満)	要支援1・2	5,994円	600円

訪問 リハビリテーション

要介護1~5

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

サービス費用のめやす (1回につき)

要介護1~5	3,283円	329円
要支援1・2	3,176円	318円

<mark>■介護予防訪問</mark> リハビリテーション

要支援1・2



太枠 の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には加算がある場合など、利用する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着

介護保険のサービス/利用者負担

要介護1~5

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行います。



サービス費用のめやす (月単位の定額)

要介護1~5 (介護・看護利用者)		86,134円~306,750円	8,614円~30,675円
要介護1~5 (介護利用者)	•	59,034円~267,661円	5,904円~ 26,767円

居宅療養管理指導

一介護予防居宅療養管理指導

要介護1~5

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、 療養上の管理や指導を行います。

要支援1・2



サービス費用のめやす (1回につき)

医師による指導	5,150円	515円
歯科医師による指導	5,170円	517円

※要介護・要支援は同額

◎ 日帰りで利用するサービス

利用するときの注意点

※食費、日常生活費がかかる場合は、全額自己負担となります。

通所介護 (デイサービス)

要介護1~5

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支 援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(7時間以上8時間未満)

介護保険のサ

要介護1~5 ▶ 6,935円~12,099円 694円~1,210円



サービス事業所でも利用できます (44ページ参照)。

地域密着型通所介護

要介護1~5

少人数で生活圏域に密着した通所介護施設(利用定員19人未満)で、食事、入 浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

サービス費用のめやす(7時間以上8時間未満)

要介護1~5 ▶ 7,936円~13,828円 794円~1,383円

※共生型の指定を受けた障害福祉 サービス事業所でも利用できます (44ページ参照)。

介護予防通所型サービス(デイサービス)総合事業

地域密着

要支援1・2 事業対象者

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行う ほか、その人の目標に合わせた選択的なサービス(生活機能向上グループ活動、 運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など)を提供します。

サービス費用のめやす (月単位の定額)

要支援1	18,950円	1,895円
要支援2	38 165円	3.817四

※事業対象者の人については、 週1回程度の利用の場合は要 支援1と、週2回程度必要な場 合は要支援2と同じです。

介護予防運動機能向上デイサービス

要支援1・2 事業対象者

運動器の機能向上を目的として、機能訓練等を行う短時間型のデイサービスです。

サービス費用のめやす (1回につき)

要支援1 3.678円 368円 要支援2 3,773円 378円 ※事業対象者の人については、 週1回程度の利用の場合は要 支援1と、週2回程度必要な場 合は要支援2と同じです。



太枠 の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には加算がある場合など、利用 する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

介護予防ミニデイサービス

総合事業

地域密着

要支援1・2 事業対象者

閉じこもり予防や自立支援を目的として、運動やレ クリエーションを提供します。(地区社会福祉協議会 が行っているミニデイサービスとは異なります。)

サービス費用のめやす (1回につき)

要支援1	3,446円	345円
要支援2	3,530円	353円

※事業対象者の人については、週1回程度の利用の場合は

要支援1と、週2回程度必要な場合は要支援2と同じです。

認知症対応型 介護予防認知症 通所介護

要介護1~5

要支援1・2

対応型通所介護

認知症の人のためのデイサービスです。通所介護施設等で食事、入浴などの日 常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満)

要介護1~5	10,596円~15,211円	1,060円~1,522円
要支援1	9,178円	918円
要支援2	10,244円	1,025円

リハビリテーション

介護予防 通所リハビリテーション

要介護1~5

通所

要支援1・2

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生 活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合(6時間以上7時間未満)

要介護1~5	7,621円~13,751円	763円~1,376円
要支援1	1カ月24,176円	2,418円
要支援2	1カ月45,070円	4,507円



◎短期間だけ施設に入所するサービス

利用するときの注意点

- ※連続した利用は30日までとなります。
- ※連続して30日を超えない利用であっても、利用日数は要介護認定等の有効期間のお おむね半数を超えないことがめやすとなります。
- ※食費、滞在費、日常生活費は全額自己負担となりますが、食費、滞在費については 所得等に応じてその負担を軽減する制度がございます。詳細は47ページをご覧くだ さい。

短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護

要介護1~5

要支援1・2

介護老人福祉施設などに短期間入所した利用者 に、日常生活上の支援や機能訓練などを提供します (ショートステイ)。

サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合

要介護1~5	6,427円~9,423円	643円~943円
要支援1	4,807円	481円
要支援2	5,980円	598円

※共生型の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも利用できます(44ページ参照)。



短期入所療養介護 / 介護予防短期入所療養介護

要介護1~5

要支援1・2

介護老人保健施設などに短期間入所した利用者に、 医学的な管理のもとに日常生活上の支援や機能訓練な どを提供します。

サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人保健施設(多床室・基本型)の場合

要介護1~5	8,748円~11,088円	875円~1,109円
要支援1	6,461円	647円
要支援2	8,157円	816円



太枠 の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には加算がある場合など、利用 する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

◎訪問・通所・宿泊を組み合わせたサービス

利用するときの注意点

※食費、宿泊費、日常生活費は、全額自己負担となります。

居宅介護

多機能型居宅介護

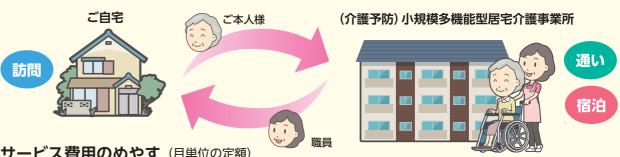
地域密着

介護保険のサービス/利用者負担

要介護1~5

要支援1・2

通いを中心に、利用者の状況に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み 合わせ、多機能な介護サービスを行います。



サービス費用のめやす (月単位の定額)

要介護1~5	111,482円~290,047円	11,149円~29,005円
要支援1	36,777円	3,678円
要支援2	74,321円	7,433円

看護小規模多機能型居宅介護

地域密着

要介護1~5

利用者の状況に応じて、通い、訪問介護、訪問看護および宿泊を組み合わせた 柔軟なサービスを行います。



サービス費用のめやす (月単位の定額)

要介護1~5 132,685円~334,809円 13,269円~33,481円

◎福祉用具と住宅改修

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

要介護1~5

要支援1・2

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルします。

●対象品目

介護保険のサービス/利用者負担

- 車いす車いす付属品特殊寝台特殊寝台付属品
- ●床ずれ防止用具●体位変換器●手すり(工事をともなわないもの)
- ●歩行器 ●歩行補助つえ ●スロープ (工事をともなわないもの)
- ■認知症老人徘徊感知機器●移動用リフト(つり具の部分を除く)
- 白動排泄処理装置
- ※車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、 体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装 置について、要支援1・2 および要介護1 の人は原則として保険給付の 対象となりません。また、自動排泄処理装置(尿および便を自動的に吸 引するもの) については、原則として要介護4・5 の人が保険給付の対 象となります。



サービス費用のめやす

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

|特定福祉用具販売 | 特定介護予防福祉用具販売

要介護1~5

要支援1・2

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に、年間で10万円を限 度にその9割から7割(9万円から7万円まで)が介護保険から支給されます。

◆対象品目

- ●腰掛便座(ポータブルトイレなど) ●自動排泄処理装置の交換可能部品
- ●排泄予測支援機器

●入浴補助用具(入浴用イスなど)

●簡易浴槽

- ●移動用リフトのつり具の部分
- ●歩行器(脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器を いい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。)★
- ●歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、 プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る。)★
- ■スロープ(主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを 要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のも のは除く。) 🛨



- ※都道府県等から指定を受けた福祉用具販売事業所から購入します。 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。
- ※★の品目は、貸与(レンタル)か購入かを選択できます。

住宅改修費 介護予防住宅改修費

要介護1~5

要支援1・2

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合に、20万円を限度 にその9割から7割(18万円から14万円まで)が介護保険から支給されます。

◆対象となる工事

①手すりの取り付け

転倒予防や移動をしやすくする目的で、廊下・トイレ・浴室等に取り付けます。

② 段差の解消

居室から移動の際の転倒防止のため、敷居を低くしたり、スロープの取り付 け、または、床全体のかさ上げなどを行います。

③床材の変更

廊下・浴室などの床を滑りにくい材質に変更したり、つまずきやすい畳の部 屋のフローリング等への変更などを行います。

4引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸やアコーディオンカーテンに替えるなど、扉を開閉しやすい ものに取り替えます。

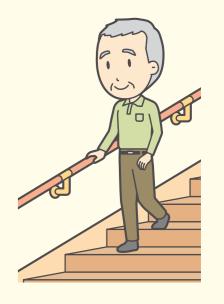
5 洋式トイレへの便器の取替え等

和式トイレから、立ち座りが容易な洋式トイレへの取り替えや、利用しやす い位置や向きの変更を行います。

6付帯工事

上記①~⑤の丁事に付帯して必要となる丁事。例えば、手すりを取り付ける 壁面の補強などが考えられます。

- ※介護保険課への事前の申請が必要です。
- ※住民登録地以外の住宅改修や入院(入所)中は保険対象外です。
- ●この制度を利用された方は他に高齢者住 宅改造資金の助成をご利用いただける場 合がございます。(88ページ参照)



◎ 施設入所やグループホーム・有料老人ホームなど

利用するときの注意点

- ※食費、居住費、日常生活費は、全額自己負担となります。
- ※介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)に入所してい る方の食費、居住費については、所得等に応じてその負担を軽減する制度がござい ます。詳細は47ページをご覧ください。
- ※市内の介護保険施設は110~112ページをご覧ください。また、市外の施設に入所 される場合にも、原則として市の介護保険の対象となります。(11ページ参照)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3~5

※要介護1・2の人も特例的に入 所申込できる場合があります。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対 して、日常生活上の支援や介護を行います。



サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5	多床室	186,241円~275,410円	18,625円~27,541円
要介護1~5	ユニット型個室	211,854円~301,971円	21,186円~30,198円

介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護1~5

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハ ビリテーションを中心としたケアを行います。



サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5 多床室(基本型)	250,746円~319,994円	25,075円~32,000円
要介護1~5 ユニット型個室(基本型)	253,592円~321,891円	25,360円~32,190円

介護医療院 (※令和6年4月1日現在、船橋市内にはありません。)

要介護1~5

長期の療養を必要とする人に対して、医療と日常生 活上の世話(介護)を行います。



サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5		263,394円~434,775円	
要介護1~5	ユニット型個室	265,608円~434,458円	26,561円~43,446円

太枠 の金額は、1割負担の利用者が負担する額のめやすです。実際には加算がある場合など、利用 する事業所やサービス内容等により負担額は変わります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護地域密着

要介護3~5 ※要介護1・2の人も特例的に入所申込できる場合があります。

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、日 常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。



サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5	多床室	189,720円~280,469円	18,972円~28,047円
要介護1~5	ユニット型個室 🕨	215,648円~307,030円	21,565円~30,703円

共同生活介護

|認知症対応型 | 介護予防認知症対応型 共同生活介護

地域密着

要介護1~5

要支援2

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの 介護サービスを行います(グループホーム)。

サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5	238,098円~267,189円	23,810円~26,719円	
要支援2	236,833円	23,684円	

特定施設入居者 生活介護 要介護1~5

介護予防特定施設 入居者生活介護 要支援1・2

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を行います。

サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5		171,380円~257,070円	17,138円~25,707円
要支援1		57,864円	5,787円
要支援2	•	98,970円	9,897円



地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護1~5

有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専 用型特定施設で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

サービス費用のめやす (1ヵ月につき)

要介護1~5 ▶ 172.645円~259.284円 17.265円~25.929円

共生型サービスとは…

障害福祉サービスを利用している人が65歳になって介護保険を利用することになった場合でも、引き続き使い慣れた同じ事業所でサービスが利用できるように、障害福祉の事業所が介護保険の事業所としての指定を受けやすくするものです。 対象となるサービスは訪問介護(31ページ)、通所介護・地域密着型通所介護(36ページ)、(介護予防)短期入所生活介護(38ページ)です。

※サービス費用のめやすは事業者により若干異なります。

〈一般介護予防事業〉65歳以上の人が利用できます

総合事業

生き生きと若々しく過ごすための教室

《無料》

短期間(5回コース)で集中して取り組む教室で、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の日常生活を健康に過ごすための運動を行います。 開催日時、開催場所は市の広報等でお知らせします。

- ①筋力とバランス能力を鍛える転倒予防5回コース ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。
- ②転倒予防・お口の健康づくり5回コース 摂食・えん下機能を向上させる口腔体操や有酸素運動等を行います。
- ③**転倒予防・脳トレ5回コース** 認知症予防についてのお話や、予防に有効な有酸素運動等やゲームなどを行います。
- ④柔道整復師運動型5回コース運動機能向上のお話や、ストレッチ・有酸素運動・簡易な器具を用いた運動実技を行います。●お問い合わせ 健康づくり課 ☎047-409-3817

〈一般介護予防事業〉65歳以上の人が利用できます

総合事業

ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業

無料》

高齢者がいつまでもいきいきとした生活を続けられるよう、自らが自発的に健康づくりや介護予防に取り組み、健康寿命を延伸することを目的に、いつでも、どこでも、どなたでもできるふなばしシルバーリハビリ体操教室を実施します(体操普及事業)。また、ふなばしシルバーリハビリ体操を指導する体操指導士を市民の中から募って養成する講習会も開催します(体操指導士養成事業)。市民自らが体操の指導士となり、自らの健康づくりに加え、ボランティアとして身近な地域で体操教室などを開催し、地域住民にふなばしシルバーリハビリ体操を教えることを通じて、地域の健康づくりを促進するための活動を行います。

- ①ふなばしシルバーリハビリ体操教室(体操普及事業)
 - ●対象となる人 市民 ※原則として65歳以上
 - ●日時および会場 公民館、町会・自治会館など(市の広報、ホームペー
 - ジ、チラシなどでお知らせします)。
- ●お問い合わせ 健康づくり課 ☎047-409-3817
- ②ふなばしシルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会(体操指導士養成事業)
- ●対象となる人 市民または市内在勤の人 ※市内各地域でボランティアとして活動できる人
- ●日時および会場 市の広報、ホームページ、チラシなどでお知らせします。
- ●お問い合わせ 健康づくり課 ☎047-409-3817

5-6 利用者負担を軽減する制度

◎ 高額介護(介護予防)サービス費の支給

利用者が同じ月に受けた介護保険サービスの利用者負担の世帯合計額が、下表の上限額を超えた場合、申請により市が認めたときは超えた分を高額介護(介護予防)サービス費として支給します。ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は、高額介護サービス費の対象に含みません。

5

介護保険のサー

・ビス

利用者負担

また、市民税非課税世帯の人は、所得に応じて個人単位の上限額が定められています。 ※市から送付される「介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書」を提出してください。一度申請されますと、 以後の申請は不要となります。

高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担上限額(月額)

	利用者負担段階区分	利用者負担上限額			
Ħ	5民税課税世帯				
	課税所得690万円 (年収約1,160万円) 以上の65歳以上の人がいる世帯	140,100円 世帯			
	課税所得380万円 (年収約770万円) ~課税所得690万円 (年収約1,160万円) 未満の65歳以上の人がいる世帯	93,000円 世帯			
	課税所得380万円 (年収約770万円) 未満	44,400円 世帯			
Ħ	5民税非課税世帯	24,600円 世帯			
	・課税年金収入額およびその他の合計所得金額 (P27※2参照) の合計が 80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円 個人			
	生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない 場合	15,000円 世帯 15,000円 個人			

総合事業の介護予防・生活支援サービス(32、36、37ページ参照)を利用した場合

- ●利用者負担の月の上限を超え、申請により市が認めたときは、超えた分を高額介護予防サービス費相当事業費として支給します。
- 46 ページに関連して、医療保険および介護保険の両制度における自己負担額の合計額(毎年8月~翌年7月までの総額)が一定の上限額を超えた場合、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費として支給します。

◎ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給

各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療)における世帯内で、医療保険および介護保険の両制度における自己負担の合計額(毎年8月~翌年7月までの総額)が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分の金額を支給します。

自己負担の合計額とは…

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護(介護予防)サービス費等の適用を受けたあとの自己負担の合計額。ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は含みません。

■負担限度額【高額医療・高額介護合算制度の年間自己負担限度額】 〈70歳以上の人がいる世帯〉

		後期高齢者医療制度	国民健康保険
	所得区分	介護保険 〈75歳以上の人がいる世帯〉	介護保険 〈70歳~74歳の人がいる世帯〉
	Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	212万円
現役並み所得者 (上位所得者)	II 課税所得380万円以上690万円未満	141万円	141万円
(工匠)) 4日)	I 課税所得145万円以上 380万円未満	67万円	67万円
一般		56万円	56万円
低所得	Ⅲ 世帯全員*1が市民税非課税	31万円	31万円
(市民税非課税世帯)	I 世帯全員** ¹ が市民税非課税 で所得が一定基準以下* ²	19万円*3	19万円*3

- ※1 国民健康保険の場合は、同一世帯の世帯主および国保加入者全員が市民税非課税であることが条件です。
- ※2 収入例:世帯員が一人で年金収入のみの場合、80万円以下。または老齢福祉年金の受給者。
- ※3 介護サービス利用者が世帯に複数いる場合、限度額の適用方法が異なる場合があります。

〈70歳未満の人がいる世帯〉

所得区分	基礎控除後の総所得金額等	国民健康保険+介護保険
ア	901万円超	212万円
イ	600万円超~901万円以下	141万円
ウ	210万円超~600万円以下	67万円
I	210万円以下	60万円
オ(市国	R税非課税世帯)	34万円

[※]上記は後期高齢者医療制度および国民健康保険の所得区分となります。 被用者保険の方は、ご加入されている医療保険にお問い合わせください。

◎ 施設での食費・居住費(滞在費)を軽減する制度

介護保険施設(42ページをご覧ください。)やショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した場合の食費・居住費(滞在費)は利用者の負担となりますが、低所得の人の施設入所やショートステイの利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付の対象となります。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は特定入所者介護サービス費として、介護保険から給付します。市に「介護保険負担限度額認定申請書」を提出してください。

5

介護保険のサー

・ビス/

利用者負担

※施設が定める食費および居住費が基準費用額を下回る場合は、施設の定める額と負担限度額の差額を給付します。

■対象となる人(市への申請が必要となります。)

次のすべてに該当する人

●市民税非課税世帯に属していること (ただし、住所が異なる配偶者*1が市民税課税である場合には対象外です。)

●預貯金等^{※2}の金額が、次の表の要件を満たすこと

	利用者負担段階	預貯金等の金額 (65歳以上)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (配偶者と合わせて2,000万円以下)
第2段階	年金収入額とその他の合計所得金額の 合計*3が年間80万円以下	650万円以下 (配偶者と合わせて1,650万円以下)
第3段階①	年金収入額とその他の合計所得金額の 合計が年間80万円を超え120万円以下	550万円以下 (配偶者と合わせて1,550万円以下)
第3段階②	年金収入額とその他の合計所得金額の 合計が年間120万円超	500万円以下 (配偶者と合わせて1,500万円以下)

65歳未満の人は年金収入額等にかかわらず1.000万円以下(配偶者と合わせて2.000万円以下)

- ※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者を含みます。
- ※2 有価証券や現金 (タンス預金) 等も含みます。
- ※3 年金収入額は、非課税年金(遺族年金、障害年金等)を含みます。その他の合計所得金額は27ページ※2参照。

■負担限度額および基準費用額(1日当たり)

		食	費	居住費等			
		介護保険 施設	ショート ステイ	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室
基	準費用額*	1,44	15円	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)
利用	第1段階	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
利用者負担段階	第2段階	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
段	第3段階①	650円	1,000円	1 270⊞	1,370円	1,370円	430円
陷	第3段階②	1,360円	1,300円	1,370円	1,3/0円	(880円)	43UD

- ()内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- ※基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定められる額です。

◎社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームへの入所やショートステイを利用した場合、利用者負担額の25%(老齢福祉年金受給者は50%)を、サービス提供した事業者が軽減する制度です。

■対象となる人(市への申請が必要となります。)

世帯全員が市民税非課税で、次のすべてに該当する人

- ●年間収入が単身世帯で150万円以下であること(世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額)。
- ●預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること(世帯員が1人増えるごと に100万円を加算した額)
- ●日常生活に供する資産(居住のための土地・家屋)以外に活用資産がないこと。
- ●市民税課税者に扶養されていないこと。
- ●介護保険料を滞納していないこと。
- ●負担限度額(施設の食費・居住費の軽減)の認定者であること(47ページをご覧ください)。
- ※すべての事業者で利用できる制度ではありませんので、利用にあたっては、110~111ページをご覧ください。
- ※食費・居住費(滞在費)については25%(老齢福祉年金受給者は50%)が軽減されます。



◎災害等にともなう利用者負担の軽減制度

災害や生計中心者の失業などにより、世帯の収入が減少(一定の基準あり)したことで、介護保険サービスを利用した際の利用者負担額(保険給付分)の支払いが困難であると市が認めた場合、一定の期間、その利用者負担額を減額します。(市への申請が必要となります。)

5

介護保険のサー

■対象サービス

居宅介護(介護予防)サービス費、地域密着型介護(介護予防)サービス費、施設介護サービス費、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費

また、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業(32、36、37ページ参照)についても対象となります。

※申請は、事由が発生した日から3カ月以内です。詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

◎船橋市独自の利用者負担助成制度

次の対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額(保険給付分)の4割を助成します。

■対象となるサービス

- ●訪問介護 ●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●訪問入浴介護 ●通所介護
- ●通所リハビリテーション●定期巡回・随時対応型訪問介護看護●夜間対応型訪問介護
- ■認知症対応型通所介護●小規模多機能型居宅介護●看護小規模多機能型居宅介護
- ●福祉用具貸与 ●認知症訪問支援サービス ●地域密着型通所介護
- ●介護予防訪問型サービス●介護予防通所型サービス●介護予防生活支援サービス
- ●介護予防運動機能向上デイサービス●介護予防ミニデイサービス(対象となるサービスに介護予防がある場合も対象になります。)

■対象となる人(市への申請が必要となります。)

次のすべてに該当する人

- ●生活保護を受けていないこと。
- ●年間収入が単身世帯で 150 万円以下であること(同一住所の世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額)。
- ●預貯金等が単身世帯で 350 万円以下であること(同一住所の世帯人数が 1 人増えるごと に 100 万円を加算した額)。



6 介護保険料

6-1 保険料の決まり方と納め方

40歳以上のみなさんが納める保険料は、国や自治体の負担金やみなさんが負担する利用料(1割から3割負担分)と合わせて、介護保険を健全に運営していくための大切な財源となります。納付にご協力をお願いいたします。

○40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の 保険料

保険料の決まり方と納め方

●国民健康保険に加入している人

決まり方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護分

所得割

第2号被保険者の前年の 所得に応じて計算

均等割

第2号被保険者の人数に応じて計算

医療分(国民健康保険)、後期高齢者支援金分、介護分の賦課限度額は別々に決められます。

納め方

医療分(国民健康保険)、後期高齢者支援金分と介護保険分をあわせて、 国民健康保険料として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している人

決まり方 医療保険ごとに設定されている介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

介護保険料

給与および賞与

×

介護保険料率

納め方

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。 (40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。)

- ※この他に、定額の保険料とする国民健康保険組合(職域)もあります。
- ●お問い合わせ ご加入の国民健康保険や職場の医療保険へお問い合わせください。

◎65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

保険料の決まり方と納め方

央まり方

保険料は基準額=第5段階保険料をもとに決められます。

基準額 (年額) 市で介護保険 給付にかかる費用

×

65 歳以上の人の 負担分(23%)

市の65歳以上の人数

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。 ※生活保護受給者の保険料は、市の生活支援課が被保険者に代わり、納付(代理納付)しています。

納め方

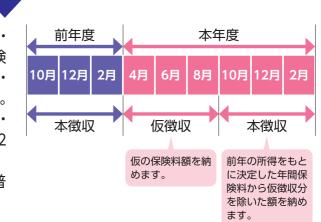
年金が年額 18 万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。 ※老齢基礎年金のほか、遺族年金、障害年金なども特別徴収の対象となっています。

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。正式な保険料は市民税確定後の6月に決まりますので、4・6・8月は、仮の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は、6月に決定した年間保険料から4・6・8月の仮徴収額を差し引いた金額を10・12・2月に振り分けて納付します(本徴収)。

法令により、特別徴収をされている人が、普 通徴収を選択することはできません。



年金が年額 18 万円未満の人

普诵徴収

送付される納付書で市指定の金融機関等・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで個別に納めます。



口座振替が便利です

保険料の納付書

●預(貯)金通帳

印鑑(通帳届け出印)

これらを持って市指定の金融機関、または市の窓口で手続きをしてください。 また、郵送や一部の金融機関はWEBで口座振替の手続きができます。 https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/zei/001/02/p082557.html



年度途中で 65 歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などは一時的に 普通徴収となります。特別徴収開始前に通知書が送付されます。

保険料段階表

所得	区 分 負担割合 ※3 保険料 (年額)				
段階 1			生活保護等を受けている人** ¹ 老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.22	(年額)
	李	世帯全員が	本人の課税年金収入額と合計所得金額*2の合計が80万円以下の人本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120		
2	が市	市民税非課税	万円以下の人	基準額×0.32	25,344円
3	民税		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.62	49,104円
4	本人が市民税非課税	世帯に市民税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.85	67,320円
5 基準額	176	課税の人がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	79,200円
6		本人の合計所得		基準額×1.10	87,120円
7		本人の合計所得	景金額が91万円を超え125万円以下の人	基準額×1.15	91,080円
8		本人の合計所得	景金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	102,960円
9		本人の合計所得	导金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	118,800円
10	本人の合計	本人の合計所得	导金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	134,640円
11		本人の合計所得	导金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	150,480円
12		本人の合計所得	骨金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	166,320円
13	人が市	本人の合計所得	骨金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	182,160円
14	本人が市民税課税	本人の合計所得	骨金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	190,080円
15	税	本人の合計所得	骨金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.50	198,000円
16		本人の合計所得	导金額が900万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	205,920円
17		本人の合計所得	骨金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	基準額×2.90	229,680円
18		本人の合計所得	景金額が1,200万円以上1,500万円未満の人	基準額×3.00	237,600円
19	本人の合計所		景金額が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×3.30	261,360円
20		本人の合計所得	景金額が2,000万円以上3,000万円未満の人	基準額×3.40	269,280円
21		本人の合計所得	导金額が3,000万円以上の人	基準額×3.50	277,200円

※1 生活保護等を受けている人

生活保護受給者と「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による生活支援給付を受けている人です。

※ 2 合計所得金額

収入から必要経費などを差し引いたもので、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と 「年金収入に係る所得額」(本人が市民税非課税の場合)を控除した額です。

※3 負扣割合

基準額(第5段階=79,200円)に対する料率です。

公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第1段階から第3段階の保険料については、負担軽減を実施しています。

6-2 保険料の滞納

保険料を納めないでいると、サービスを利用する場合に、次のような制限措置の対象となります。納め忘れに注意しましょう。

- 1 年以上保険料を滞納した場合は、介護サービス費用の全額がいったん利用者負担になります。被保険者証には「支払方法変更の記載」が行われ、申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1 年 6 カ月以上滞納した場合は、保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を差し引かれることがあります。
- 2年以上滞納し時効を迎えた保険料がある人が、サービスを利用するときには、保険料未納期間に応じて利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。
- ※介護保険料は、法令により地方税と同じ取り扱いとなります。そのため滞納が続くとサービスの利用の有無に関わらず、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて計算した延滞金が加算され、滞納処分(差押え等)が行われる場合があります。

6-3 保険料の減免

介護保険料には次の減免制度があります。

減免の基準や申請方法については、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください(☎ 047-436-2303)。

- ●世帯の生計維持者が、震災・風水害・火災などの災害により、住宅や家財などに著しい 被害を受けた場合(所得による要件があります)。
- ●世帯の生計維持者の所得が、死亡や長期入院、事業の廃止、農作物の不作、不漁などで著しく減少する場合(合計所得金額が500万円以上の人は除く等、所得による要件があります)。
- ●世帯全員(住民票を別にする同一住所地の人を含む)が市民税非課税の人(生活保護受給者は除く)で、世帯の収入額の合計が生活保護基準の1.2倍未満(下表参照)であり、一人あたりの預貯金額が200万円以下であり、かつ、親族等の被扶養者でない場合。

収入基準の目安(年間合計収入額)

区分	年齢	目安額
単身世帯	65歳	107万円
単身世帯	75歳	100万円
二人世帯	65歳	172万円
二人世帯	75歳	158万円

この表は目安であり、個々の世帯等の 状況によって変わりますので詳細はお 問い合わせください。

●東日本大震災の被災地から一時避難のため転入した人、盗難・詐欺等により財産に著しい被害を受けた人、破産法により免責許可決定された人、刑事施設等に収容されている人も減免になる場合があります。

7 高齢者福祉サービス

◎ 高齢者に役立つ物品の貸与・給付や助成など

7-1 杖の支給

歩行が困難な高齢者の安全のため、杖を支給します。

- ●対象となる人
- 次の要件をすべて備えている人。
- ①在宅で生活している 65 歳以上の人
- ②以前に杖の支給を受けていない人
- ③日常生活において歩行が困難な人
- ④平衡機能障害または下肢もしくは体幹機能 障害による身体障害者手帳をお持ちでない人
- ※介護保険の歩行に関する福祉用具の貸与の対象となる 人等については、支給できない場合があります。
- ※申請後、市職員による訪問調査時に杖を支給します。



高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352



日常生活用具の給付(自動消火装置・電磁調理器・シルバーカー)

高齢者の生活に役立つ便利な生活用具を給付します。

●対象となる人

生計中心者の所得税が非課税の世帯に属していて、下記の要件をすべて備

えている在宅の65歳以上の人。

※同居の人の中で所得税が最も多い人を生計中心者とします。

種類	要件
自動消火装置	1. ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯であること
電磁調理器	1. ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯であること2. 心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要であること
シルバーカー	1. 歩行が困難なこと

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-3 介護用品(紙おむつ等)の支給

在宅の重度要介護者を支援するため、紙おむつ等を毎月宅配にて支給します。

●対象となる人

次の要件をすべて備えている人。

①市内の自宅等で生活していること(入院、施設入所している場合は対象外)

②要介護 3・4・5 の認定を受けていること

③市民税・県民税の額が65.000円以下であること

④生活保護の受給者でないこと

●介護用品の支給について

利用の決定通知とともに、市よりカタログを送付します。

月額8.900円分を上限にカタログから選択

※介護用品の支給を受けている人が入院された場合、別途助成制度あり。

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-4 補聴器購入費用の助成

聴力低下により日常生活に支障のある高齢者が補聴器を購入する際の費用を助成します。

●対象となる人

- 次の要件をすべて備え、在宅で生活する65歳以上の人。
- ①生計中心者の所得税が非課税の世帯に属していること
- ※同居の人の中で所得税が最も多い人を生計中心者とします。
- ②聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと
- ※聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの人は、障害福祉課(☎047-436-2309) までお問い合わせください。
- ③購入日の翌日から起算して1年以内の申請であること
- ※船橋市へ転入前に購入した補聴器については助成できません。
- ④過去に補聴器購入費用の助成を受けていないこと(1人1台限り)
- ⑤ 医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること
- ※診断書料の助成はございません(提出は後からでも可)。

●助成額

補聴器の購入に要した費用(上限3万円)。

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-5 福祉タクシー乗車券(要介護者等)の交付

通院等でタクシーを利用するときに運賃の一部を助成する福祉タクシー乗車券(要 介護者等)を交付します。

●対象となる人

市内在住で要支援2または要介護1~5の認定を受けている人。

①身体障害者手帳1~2級(すべての障害部位) 視覚または下肢・体幹機能障害3級、 腎臓機能障害(人工透析治療を受けてい

る人に限る) 3~4級

②療育手帳Aの1~Aの2

③精神障害者保健福祉手帳 1 級

123をお持ちの人の 申請窓口は障害福祉課 (**2** 047-436-2345) になります。

●助成額

市が協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、運賃の半額を助成

(助成上限 1.200 円) します。

※乗車1回で福祉タクシー乗車券(要介護者等)1枚利用可。

※介助料金等は助成対象外。

●交付枚数

・要支援 2 または要介護 1・2……年度 12 枚

・要介護 3 ~ 5……制限無し

●申請時に必要なもの 介護保険被保険者証、金融機関□座がわかるもの

●利用上の注意

福祉タクシー乗車券(要介護者等)とあわせてお渡しする「利用案内」

をよくお読みの上ご利用ください。

●利用できる タクシー会社 「利用案内」に記載しています。また船橋市ホームページからも閲覧できます。

●お問い合わせ

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

施術費用のご負担を軽減するために、助成券を交付します。

●助成額 助成券 1 枚(1回の施術)につき800円

※保険適用の施術には利用できません。

●申請に必要なもの 保険証などのご本人の確認ができる書類

※下記①の「高齢者はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」を申請される人で転入等により税額が確認できない場合、前住所地の非課税証明書

が必要になります。

※下記②の「老々家族介護支援はり・きゅう・マッサージ等費用助成券」

を申請される場合、介護保険被保険者証も必要になります。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

	・きゅう・マッサージ 等費用助成券の種類	対象となる人	助成枚数
1	高齢者	70歳以上の市民税・県民税非課税の人	年度12枚
2	老々家族介護支援	65歳以上の高齢者のみの世帯において 要介護2以上の認定を受けている人を在 宅で介護している家族	年度24枚
3	高齢者介護予防促進 ※介護予防事業等に全回 数参加されていて、助 成券を希望される人 は、高齢者福祉課にご 連絡ください。	介護予防事業等(※下記参照)に全回 数参加した65歳以上の人	1事業 につき12枚 (ただし、1年度 に1事業のみ 対象)

介護予防事業等とは

介護保険制度の「総合事業」として健康づくり課から委託されたスポーツクラブや 介護サービス事業所等のほか、公民館において、一定基準のもとに実施する運動機能の 向上、栄養改善、口腔機能の向上等を目的とした教室

- ●生き生きと若々しく過ごすための教室(44ページ参照)など65歳以上の人を対象に広報ふなばし等で募集する介護予防教室
- 介護予防事業に関するお問い合わせ健康づくり課 ☎ 047-409-3817



◎高齢者の安否確認サービスなど

7-7 緊急通報装置の貸与

在宅の高齢者に、急病などの緊急時に通報を行うことができる装置を貸与します。通報すると受信センターへつながり、 救急車の要請や、警備員の駆け付けによる安否確認を行うことができます。



※警備員は身体介護等はできません。

※警備会社が自宅の鍵をお預かりしたうえで、装置を貸与します。

上記写真以外の機種が貸与される 場合がありますのでご了承ください。

	対象となる人	費用
1	常に安否の確認を必要としている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等(日中ひとり暮らしの人、同居家族の心身に問題があり緊急時に対応できない場合も含みます)	無料
2	緊急時の対応に、不安感を持っている 75 歳 以上のひとり暮らし高齢者	2,000円(税抜)/月 (ただし、市民税・県民税非課税 の人は1,000円(税抜)/月)

常に安否の確認を必要としている人とは?

- 1. 加齢による慢性的な病気や、発作を伴う疾病をお持ちの人主なものとして、心臓病・脳血管疾患・高血圧・糖尿病・喘息・メニエール病など
- 2. 転倒の危険性が高い人

過去に転倒して動けなくなった人、室内で転ぶことが多い人など

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-8 声の電話訪問

孤独感の解消と安否確認のため、定期的に電話で訪問します。

- ●対象となる人 65 歳以上のひとり暮らしで、安否の確認を必要としている人。
- ●訪問できる日時 月・水・金曜日の午前 10 時~12 時、午後 1 時~3 時(毎月第 1 月曜日、 祝日、休日および年末年始は除く)
- ●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

安心登録カード

詳しくは67ページを参照してください。

シルバーカード

詳しくは 101 ページを参照してください。



7-9 配食サービス(食の自立支援事業)

食事づくりが困難な高齢者等に、希望される月曜日~金曜日の昼・夕食(祝日、休日および年末年始は除く)にお食事をお届けします。お届けするお食事は、普通食・きざみ食・粥食のほか、各種制限食(カロリー、塩分、たんぱくなど)をお選びいただけます。また、お届けと併せて安否の確認も行います。

なお、希望する人には毎月食事内容をご提示いただきますと、管理栄養士が内容を分析し栄養指導を行う「栄養管理サービス」を実施いたします。



●対象となる人 おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、食事づくりが困難な人。

●費用 メニューによって異なります。(栄養管理サービスは無料)

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-10 ふれあい収集

日常的なごみ出しにお困りの高齢者や障害者のご自宅へ週に 1 回訪問し、玄関先から可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有価物を収集する事業です。ご希望の人には、収集時にお声かけもします。

- ●対象となる人 自ら収集ステーションにごみを出すことが困難であり、かつ、他の人から の支援を得られない状況にあって、次のいずれかに該当する人。
 - ①ひとり暮らしで、以下のア〜エのいずれかに該当する人
 - ア 要介護 1~5 の認定を受けている人
 - イ 身体障害者手帳 2 級以上の障害のある人(視覚または肢体不自由障害の人は 3 級以上)
 - ウ 療育手帳 A 以上
 - 工 精神障害者保健福祉手帳 1級
 - ②①のア〜エのいずれかに該当する人で、その同居者も全員が①のア〜エ のいずれかに該当する人
 - ※ 訪問介護(ホームヘルプサービス)でごみ出しができる場合は対象になりません。
- ●費用 無料
- ●お問い合わせ 資源循環課 計画係 ☎ 047-436-2433

7-11 クリーンサポート収集

65歳以上の高齢者世帯(一人暮らし、または高齢者のみの世帯)、障害者のみの世帯などで、自分たちで粗大ごみを玄関先等収集場所まで運ぶことができない場合、屋内より持ち出し収集を行います。

●お問い合わせ 粗大ごみ受付センター ☎ 047-457-4153

7-12 「広報ふなばし」の無料配布

「広報ふなばし」は新聞折込により配布しています。新聞をとっていない人で「広報 ふなばし」の配布を希望する人には、委託業者が発行日に無料で戸別配達(ポスティング)いたします。申し込みは広報課、船橋駅前総合窓口セン

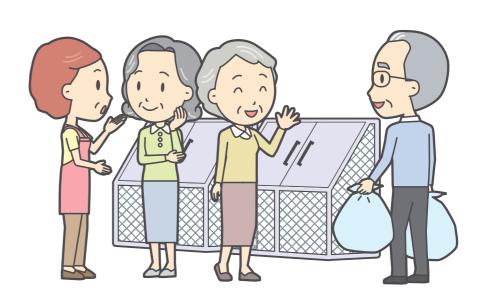
ター、各出張所・連絡所へ。なお、戸別配達をお申し込みいた だくと、「選挙公報」も届きます。

また無料アプリ「マチイロ」をダウンロードするとスマートフォンやタブレットでも見られます。

●お問い合わせ 広報課 ☎ 047-436-2012

上記コードから「マチ イロ」をダウンロード できます 高齢者福祉サ

※スマートフォン用アプリに よって読み取れない場合が あります



7-13 寝具乾燥消毒車の派遣

ねたきりまたはひとり暮らしの人を対象に、日照や人手などの理由で自然乾燥が 困難な場合に、寝具を清潔に保つため乾燥消毒車を月1回派遣します。

●対象となる人 65 歳以上の人で、寝具の自然乾燥を行うことが困難な、ねたきりまたはひとり暮らしの人。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-14 訪問理美容サービス

理容院・美容院へ出向くことが困難な高齢者等の自宅を、理容師・美容師が訪問して、カットを行います。

●対象となる人 在宅で要介護 4・5 の認定を受けている人。

※船橋市理容組合・美容組合加盟店のみ利用可。

●費用 理美容料金は自己負担となります。

(カット 理容 3,700 円、美容 3,880 円)

※出張費用は市が負担します。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-15 福祉リフトカーの利用

福祉リフトラウンド号(運行)

在宅のねたきり高齢者等の通院・入退院や社会生活上必要な用務のため、その介助者とともに利用できます。利用には障害福祉課への登録が必要です。運転は職員が行いますが、家族の人などが必ず付き添ってください。

●運行範囲 リフトカー保管場所を 9 時に出発し、17 時までに帰着できる範囲

●利用料 無料。ただし、燃料代および有料道路代・駐車料金は利用者の負担となり

ます。

●お問い合わせ 登録申請: 障害福祉課 ☎ 047-436-2345

利用予約: (福) 船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-2653



◎日常生活の軽易なお手伝い

7-16 軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員(有償ボランティア)を派遣し、日常生活上の軽易なお手伝いをします。

●対象となる人 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯(介護認定のある 40 歳

~ 64 歳の人を含みます)。

●サービス内容 居室等の掃除、買い物、洗濯、食事の準備・簡単な調理、有価物(新聞・

雑誌)の搬出、手紙の代筆・投函など。

●利用料 1回(1時間)につき400円(ただし、市民税非課税世帯は無料)

●利用回数 原則週1回1時間まで

●派遣できる日時 月曜日〜金曜日の午前9時〜午後5時(祝日、休日および年末年始は除く)

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-17 生活・介護支援サポーターの養成・派遣

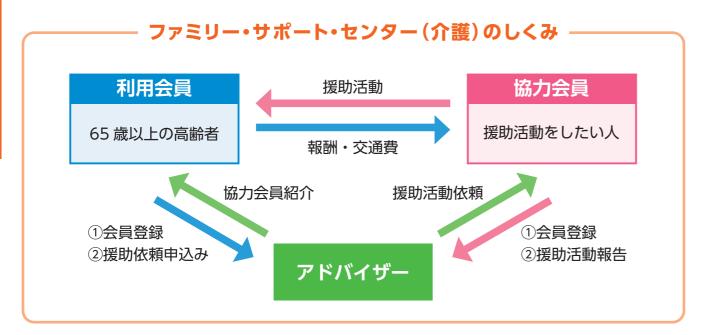
ボランティアをする意志のある高齢者等を対象として生活・介護支援サポーター(有 償ボランティア)を養成し、高齢者宅や介護施設に派遣します。

対象となる人等	①介護が必要な 65 歳以上の在宅高齢者 ②介護施設の運営事業者
サービス内容	上記①では、家事援助中心のサービスとして、清掃、洗濯、食事の準備、買い物等を行います。 上記②では、介護従事者の業務の補助として、清掃、ベッドのシーツ交換、 洗濯等を行います。
派遣できる日時	月曜日〜金曜日の午前9時〜午後5時 (祝日、休日および年末年始は除く)
利用料	1 時間 500 円
申込み	高齢者福祉課へ申請、登録後の派遣となります。
対象となる人	60 歳以上の人。
募集人数	年度 30 人を予定。(募集については広報ふなばし等でお知らせします。)
登録について	研修後、生活・介護支援サポーターとして登録します。(費用無料)
申込み	公益財団法人船橋市福祉サービス公社 🕿 047-420-7331 へご連絡ください。
	サービス内容 派遣できる日時 利用料 申込み 対象となる人 募集人数 登録について

●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-18 ファミリー・サポート・センター(介護)

地域で生活上の手助けをして欲しい人(利用会員)と、お手伝いをしたい人(協力会員)の会員組織による地域の中での支援活動(相互援助)です。



●会員になれる人 **利用会員(援助を受ける人):**市内在住の 65 歳以上の高齢者。

協力会員 (援助をする人): 心身ともに健康で、市内在住の 20 歳以上の人。

●サービス内容

買い物、掃除、洗濯、有価物(新聞・雑誌)の搬出、病院の付添い等の日常生活上の軽易なお手伝い。

※身体介護・医療関連行為・金銭管理は行えません。

●援助できる時間帯

午前6時~午後10時

●利用料(報酬)

利用会員は、協力会員の援助活動に対して、下記の利用料(報酬)を直接お支払いいただきます。

区 分	1 時間の利用料(30 分あたり)
月曜日~金曜日	750円 (380円)
土日、祝休日、年末年始	960円 (480円)

援助時間が1時間を超えた場合、30分単位で計算します。

最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。 援助活動は原則として利用会員宅で行いますので、交通費も利用会員 に負担していただきます。

●お問い合わせ

公益財団法人 船橋市福祉サービス公社内

ファミリー・サポート・センター(介護) 2047-420-7331

7-19 緊急一時支援員の派遣

ひとり暮らし高齢者等が、病気やけがなどで急に体調が悪くなった時に、日常生活上の一時的な支援サービスを行う緊急一時支援員を派遣します。

●対象となる人

次の要件をすべて備えており、在宅で生活する 65 歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯。

①要支援および要介護認定を受けていないこと

②病気・けがなど急な体調変化で、日常生活上の一時的な支援を必要

とすること

●サービス内容

病院や薬局への付き添い、食事・食材の買い物、簡単な調理など。

※金銭管理や身体介護は行えません。原則として、一事例につき 1 回の派

遣となります。

●利用料

1 時間につき 500 円

●派遣できる日時

月曜日〜金曜日の午前9時〜午後5時(祝日、休日および年末年始

は除く)

※原則、申込みのあったその日のうちに支援員を派遣します。

●派遣申込先および お問い合わせ

公益財団法人船橋市福祉サービス公社 ☎ 047-436-2832





◎その他の高齢者支援サービス

7-20 障害者控除対象者認定書の交付

身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上で市から障害者等に準ずると認定された人に、税の所得控除(障害者控除または特別障害者控除)が受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- ※認定書はその年の申告に限り有効です。
- ※この認定書は税の所得控除のみに使用できるものであり、**障害者としてのサービスが受けられるもの**ではありません。
- ※控除を受けるためには、確定申告等が必要になります。

●対象となる人 認定基準日現在で満 65 歳以上の人で認知症または身体の障害により日常

生活に支障のある人

※所得税や市民税・県民税が非課税の方は必要ありません。

※身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などにより、特別障害者控除が受けられる方については該当しません。

●認定基準日 税の所得控除を受けようとする対象年の 12 月 31 日 (対象年中に死亡した

場合は、その死亡日)

■認定の審査 介護保険の認定調査資料をもとに審査します。

※介護認定を受けていない人は、医師の診断書等により審査します。

●申請の受付・ 認定の申請は、対象年の11月から受け付けいたします。

交付時期 認定の結果は郵送により、申請から2週間ほどでお知らせいたします。

なお、過年分の認定書の申請につきましては随時受け付けております。

●お問い合わせ 認定書に関すること

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

所得税に関すること 船橋税務署 ☎ 047-422-6511 **市民税に関すること** 船橋市役所市民税課 ☎ 047-436-2214



7-21 高齢者運転免許証自主返納サポート事業

運転に不安を抱える高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境 づくりを推進し、高齢ドライバーによる運転事故防止を図る事業で す。「運転経歴証明書」または「運転経歴証明書交付済シールを貼付 したマイナンバーカード」を提示した65歳以上の高齢者に対して、 事業に協賛する店舗が、さまざまな特典やサービスを提供します。



(例) ドリンク 1 杯サービス、メガネ10% OFFなど

利用方法や協賛店舗などの事業の詳細については船橋市ホームページをご覧ください。

- ●ホームページ https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/bousai/005/p114952.html
- ●お問い合わせ 市民安全推進課 交通安全係 ☎047-436-2292



7-22 特別障害者手当

在宅で日常生活において常時特別な介護を必要とする方に手当を支給します。

受給資格	●著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方で、 ・施設に入所していないこと*1 ・3カ月以上継続して入院していないこと ●所得制限あり*2
対象者の 目安	●身体障害者手帳の個別等級で、おおむね1級(2級の一部)の障害が2つ以上ある ●療育手帳Aの1 ●最重度の身体障害または精神障害により、常時特別な介護が必要 ●その他上記の障害と同程度にある方
支給月	2月・5月・8月・11月
支給月額	28,840円 ^{*3}
その他	認定診断書等の提出が必要です(一部省略可)。 審査の結果、非該当となる場合もあります。

- ※ 1 グループホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の一部施設は対象となります。
- ※2 所得制限限度額は、本人・配偶者等の扶養人数によって異なります。
- ※3 金額等は令和6年4月1日時点のものであり、今後、変更となる場合があります。
- ●お問い合わせ 障害福祉課 ☎ 047-436-2340

7-23 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えると ともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

生活福祉資金貸付制度の一部である「不動産担保型生活資金」は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、当該不動産を担保として生活資金を貸し付ける貸付金です。詳しくは社会福祉協議会までお問い合わせください。(収入制限や審査があります)

●お問い合わせ(福) 船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-5877

7-24 家族介護慰労金の支給

高齢者福祉サービス

重度の要介護者を在宅で介護している家族に、慰労金を支給します。

- ●対象となる人 次の要件をすべて備えている要介護認定者を在宅で介護する家族。
 - ①要介護 4・5 の認定を受けて 1 年以上経過していること
 - ②市民税非課税の世帯に属すること
 - ③過去1年間介護保険サービス(年間7日間のショートステイの利用は除く)を受けていないこと
 - ④過去 1 年間通算して 90 日を超える入院をしていないこと
 - ⑤生活保護の受給者でないこと
- ●支給額 年額 15 万円 ※該当すると思われる人は、高齢者福祉課までご連絡ください。
- ●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

7-25 家族のための介護教室

要介護者等を介護する家族や介護に関心のある人を対象に、 在宅介護の知識や心構え、適切で具体的な介助の方法などを 習得する教室です。介護力の向上を図り、ご本人の生活の自 立支援やご家族の介護負担の軽減を目指します。

開催日時および開催場所は、市ホームページや広報ふなばしでお知らせします。また、チラシを地域包括支援センター、 在宅介護支援センター等で配付しています。



●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 地域包括支援係 ☎ 047-436-2882

7-26 協力医療機関短期入所

医療依存度が高い要援護高齢者について、介護者が一時的に介護できない場合に船橋市医師会が指定した協力医療機関に入院することができるように調整いたします。

●お問い合わせ 中部地域包括支援センター 北本町 1-16-55 ☎ 047-423-2551

7-27 社会福祉法人船橋市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法の第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた公共性・公益性の高い民間の福祉団体です。市内 24 地区の地区社会福祉協議会(67 ページ参照)の活動を支援しているほか、市全体を対象としたボランティア活動振興事業や日常生活自立支援事業、低所得者支援対策事業などを推進しています。



- ●主な活動 ボランティアセンターの運営、権利擁護センターの運営(74ページ参照)、 生活福祉資金の貸付事業(65ページ参照)等。
- ●お問い合わせ (福) 船橋市社会福祉協議会 ☎ 047-431-2653

7-28 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会(地区社協)は、(福)船橋市社会福祉協議会の支部として、市内 24 地区コミュニティに組織されています。町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域の皆さんが協力しながら、地域の実情に合った福祉サービスを提供するため活動しています。各地区社協は、公民館などを拠点に、専任の事務局員を置き、地域の皆さんや団体との連絡調整を図り、さまざまな事業を行っています。

●主な活動

ミニデイサービス事業

自力で会場に来ることのできるひとり暮ら しや日中一人になる高齢者で介護保険認定 外の方を対象に、レクリエーションや会食、 健康チェックなどふれあいのひと時を過ご していただきます。月1回から2回程度、 公民館や町会・自治会会館等で開催してい ます。



ふれあい・いきいきサロン事業

趣味やレクリエーションを通じて、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供しています。この事業は地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。月1回から2回程度、公民館や町会・自治会会館等で開催しています。



- 助け合い活動

掃除や買い物、ゴミ出しなどの家事援助を「お互いさま」 の気持ちに基づいて各地域のボランティアが提供してい ます。



・車イス貸出事業

歩行困難により一時的に日常生活で車イスが必要な方に、2カ月間を限度として1日70円で車イスの貸し出しを行っています。貸し出しの際、申請者の身分証が必要になります。

■ 安心登録カード事業

65 歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみのご家庭や障がいのある方などに対し、日頃の見守り活動を通じて、突発的な発病など予測できない緊急時や地震などの災害時において、地域の皆様方(地区連絡協議会(町会・自治会)、地区民生児童委員協議会(民生委員・児童委員)、地区社会福祉協議会など)の支援により、安否確認や避難支援にできる限り迅速かつ適切につなげられるよう、必要な情報をあらかじめご登録いただきます。

●お問い合わせ

各地区社会福祉協議会(115ページの一覧をご覧ください)

7-29 公益財団法人船橋市福祉サービス公社

福祉サービス公社は、市内の高齢者、障害者、妊産婦や育児を行う家族等を対象とする福祉サービスの提供を市民の理解と協力を得て行うとともに、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者並びに障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、また、船橋市の公的福祉サービス事業の受託事業者として、市民の皆様一人ひとりのニーズに沿った、多彩で質の高い総合的福祉サービスを提供しています。

在宅福祉サービス事業(さざんかホームヘルプサービス)

日常生活を営む上で支障があり、介護保険、障害者総合支援法に該当しない人に、有料で協力員を派遣します。

聴覚障害者支援事業

市の聴覚障害者支援(設置・派遣)事業等との連携を図り、聴覚障害者の社会参加を支援するため、手話通訳者および要約筆記者を派遣します。

シニアピア・傾聴ボランティア事業

高齢者の自立を支援するとともに、同世代の高齢者がお互いに 向かい合い、支えあう「ふれあいケア」を推進するため、元気な 高齢者の方を「シニアピア・傾聴ボランティア員」として育成す る養成講座を実施します。



また、養成されたボランティア員を、悩みや不安、寂しさを抱える高齢者宅等へ派遣し、話に耳を傾けることにより、「心のケア」を図ります。

介護保険法にかかわる事業

- 居宅介護支援(ケアプランの作成) 訪問介護
- 介護予防訪問型サービス介護予防生活支援サービス

障害者総合支援法にかかわる事業

- ■居宅介護 重度訪問介護 同行援護
- 移動支援 特定相談支援



相談事業

介護支援専門員、介護福祉士、管理栄養士等の専門職による在宅介護に関する相談・助言および福祉に関する情報提供を行います。

人材育成・研修事業・普及啓発事業

在宅福祉等を担う人材を市民の参加を得て養成していくとともに、介護技術の向上を目的に研修の開催や介護職員を目指している人の在宅同行実習の受入れを行うほか、在宅福祉等に関する事業の情報をお知らせしたり、各講座を開催して普及啓発を図ります。

市からの受託事業

- ○高齢者への援助事業
 - 配食サービスやすらぎ支援員訪問
 - ■ファミリー・サポート・センター(介護)
 - 軽度生活援助 生活・介護支援サポーター
 - 緊急一時支援 介護認定訪問調査
 - 一般介護予防

○障害者への援助事業

- 聴覚障害者支援(設置・派遣)
- ■手話通訳者養成 ■手話奉仕員養成 ■要約筆記者養成
- 申中途失聴者・難聴者の手話講習会
- 聞こえのサポーター

○その他の援助等事業

- ■ファミリー・サポート・センター(育児)
- ○東老人福祉センター指定管理事業
- ●お問い合わせ 公益財団法人 船橋市福祉サービス公社 ☎ 047-436-2832

長寿のカギは口にあり! 最近、食事に関するお困りごとはありませんか?

- かむ力が弱くなった。
- 13 47313 83 4.05 516
- 入れ歯が合わない。
- 食べこぼす。ためこむ。
- お口の中が汚れている。
- 食事の時間が長くなった。
- ■最近痩せてきた。
- むせることが多くなった。

ひとつでも当てはまる方はいらっしゃいますか? 放っておくと大変なことになるかも ...。 歯科医院を受診しましょう。

●訪問診療に関するお問い合わせ

公益社団法人 船橋歯科医師会 (□腔保健支援センター) ☎ 047-424-4855



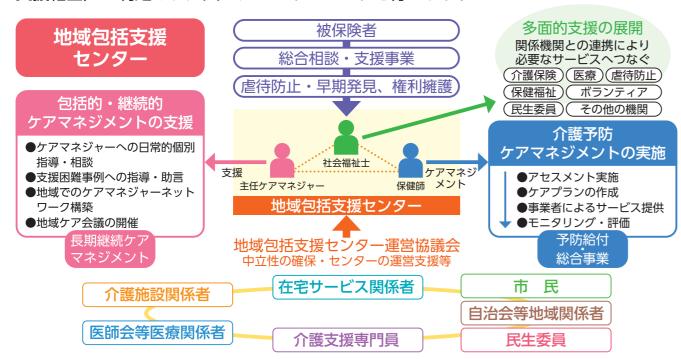
8 身近な相談窓□

8-1 地域包括支援センター

身近な相談窓口

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんが、いつまでも元気に暮らせるよう に支援しています。

介護や福祉、医療、健康、認知症などのさまざまな相談に応じるほか、高齢者の権利を守るため、虐待防止への取り組みや成年後見制度の活用に関しての相談などもお受けします。また、「要支援」の認定を受けた人や基本チェックリストで事業対象者(要支援相当)と判定された人のケアマネジメントを行います。



●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 地域包括支援係 ☎ 047-436-2882

地域包括支援センター

中部	北本町 1-16-55(保健福祉センター 1 階)	☎ 047-423-2551	FAX 047-423-2553
新高根•芝山、高根台	芝山 1-39-7 フォンテーヌ芝山 104	☎ 047-404-7061	FAX 047-404-7062
東部	薬円台 5-31-1(社会福祉会館 3 階)	☎047-490-4171	FAX 047-466-1369
前原	前原西 2-29-10 青空ビル 1 階	☎ 047-403-3201	FAX 047-403-3202
三山・田喜野井	三山 6-41-24 田屋ビル 103	☎ 047-403-5155	FAX 047-403-5156
習志野台	習志野台 2-71-15 ACE ビル 202	☎ 047-462-0002	FAX 047-465-3551
西部	本郷町 457-1 (西部消防保健センター4階)	☎ 047-302-2628	FAX 047-302-2639
塚田	前貝塚町 535-10 ハイム ルーエ	☎047-404-7221	FAX 047-404-7222
法典	馬込西 1-2-10 寿ビル A101	☎ 047-430-4140	FAX 047-430-6541
南部	湊町 2-10-25(市役所 3 階)	☎ 047-436-2883	FAX 047-436-2885
宮本•本町	宮本4-19-12 ヨモギダビル203	☎ 047-401-0341	FAX 047-401-0351
北部	三咲 7-24-1(北部福祉会館 1 階)	☎047-440-7935	FAX 047-449-7605
二和・八木が谷	二和東 6-17-39	☎ 047-448-7115	FAX 047-448-7139
豊富・坪井	神保町 117-8	☎047-457-3331	FAX 047-457-3337
	·		·

- ※担当地域は、104~106ページをご覧ください。
- ※地域包括支援センターの協働機関として、また地域における身近な相談窓口として、市内 15 カ所に 在宅介護支援センターがあります。一覧は 104 ~ 106 ページをご覧ください。

8-2 民生委員・児童委員による相談支援

民生委員・児童委員は、社会福祉増進につとめるために厚生労働大臣から委嘱された、 地域で活動するボランティアです。担当する区域において、ひとり暮らしの高齢者やお身 体の不自由な人、生活に困っている人など、支援が必要な人の悩みごとや心配ごとの相 談に応じ、市や関係機関との橋渡し役として幅広い活動を行っています。相談された内容 や個人の秘密は厳守いたしますので、お気軽に最寄りの民生委員・児童委員にご相談く ださい。

●お問い合わせ 地域福祉課 ☎ 047-436-2313

8-3 ふなばし健康ダイヤル24

24 時間年中無休で、市民の健康や医療に関する悩みを電話で相談できるサービスです。 ご相談には、看護師などの専門家が応じます。

●電話番号 ☎ 0120-2784-37 (通話料・相談料無料)

言語や聴覚に障害のある人は、専用FAX番号0120-3066-68をご利用ください。 FAX 送信の際には、市役所障害福祉課および市内各出張所・連絡所に設置してある専用の FAX 相談シートをご利用ください。

●主な相談内容

- ■健康相談…日常生活で感じる「身体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談
- 医療相談…病気に関する説明や治療・検査などについてのアドバイス
- ■介護相談…介護を受ける人、される人の様々な不安に対する相談
- メンタルヘルス相談…ストレスや不安などの対処法等についてのアドバイス
- 医療機関案内…最寄りの医療機関や、夜間・休日に受診できる医療機関の案内
- ※この事業は、民間事業者に委託して運営しています。
- ※電話での限られた情報による対応になりますので予めご了承ください。
- ●お問い合わせ 健康政策課 医療施設係 ☎ 047-409-0415

8-4 「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」

福祉制度の対象にならない困りごとや、様々な問題が重なりどこに相談すればよいかわからない人、失業などで生活に困っている人などのご相談をお受けしています。お話をお聞きしながら、課題を整理して解決の道筋を一緒に考えます。

●お問い合わせ さーくる 湊町 2-8-11 船橋市役所別館 1 階

2 047-495-7111

E-mail: circle@kazenomura.jp

ホームページ: https://funabashi-circle.jp

※来所相談は事前にご予約いただくとスムーズにご案内できます。

メールやホームページからのご相談もお受けしています。



成年後見制度

成年後見制度とは、成年者で認知症の人、知的障害のある人、精神障害のある人な どの判断能力が十分でない人の財産と権利を保護し、支援するために、家庭裁判所が 成年後見人等を選び、この成年後見人等が財産管理や身上保護(介護サービス、施設 への入所などの生活に配慮すること)についての契約、遺産分割などの法律行為を本 人に代わって行う制度です。

	後見の種類	の種類				
任意後見	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見 任意後見 契約に従って任意後見人が本人を援助する(家庭裁判所が任意後見監督人を選任 後、任意後見契約の効力が生じる)。				
見	契約の手続き ①本人と任意後見受任者とで公正証書により契約を締結 ②公証人が東京法務局に対して任意後見登記の嘱託					
注	補 助	精神上の障害によって、利害の得失を判断・理解する能力が不十分な人				
一	保 佐	精神上の障害によって、利害の得失を判断・理解する能力が著しく不十分な人	民法			
法定後見	後見	精神上の障害によって、利害の得失を判断・理解する能力を欠くのが通常の状態にある人	家事審判規則			

●手続きの順序(法定後見制度)



●費用等の負担

申立て費用については、原則申立人が負担しますが、本人(被後見人)の財産 で支払える場合は、本人の負担と認められることもあります。詳しくは家庭 裁判所にご確認ください。

●お問い合わせ

千葉家庭裁判所市川出張所

市川市鬼高 2-20-20

2 047-336-3003

千葉県弁護士会

千葉市中央区中央 4-13-9

2 043-227-8431

千葉司法書士会(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部)

千葉市美浜区幸町 2-2-1

2 043-301-7831

千葉司法書士会館内

一般社団法人千葉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ千葉

(火・木のみ、午前 10 時~午後 4 時)

千葉市中央区千葉港 4-5

2 043-238-2866

千葉県社会福祉センター5階

千葉県行政書士会(公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部)

千葉市中央区中央 4-13-10

2 043-221-4192

千葉県教育会館 4 階

富士見ハイネスビル 7F

一般社団法人社労士成年後見センター千葉

(月~金のみ、午前10時~午後4時)

千葉市中央区富士見 2-7-5

2 043-307-5830

8-6 権利擁護(成年後見制度等)に関する相談窓口

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者の生活や権利、財産を守るため、 成年後見制度などの権利擁護に関する相談及び支援を行います。

●お問い合わせ

各地域包括支援センター(詳しくは70、104~106ページをご覧ください) 地域包括ケア推進課(船橋市権利擁護サポートセンター) ☎047-436-2558

成年後見制度利用支援

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でなく、身寄りのない人な どについて、財産管理や日常生活での契約、福祉サービスの利用等のため成年後見制 度が必要にもかかわらず、申立てができないということを防止するため、市長が代わっ て成年後見人等の申立てを行っています。

後見人等の申立て費用(市長申立てのみ)や報酬の支払いが困難な人については、市 が助成を行います。

●対象となる人 ①市長申立て ………… 申立てをする親族等がいない認知症高齢者または

知的障害者、精神障害者で、制度の利用が必要と

認められる人。

②申立て費用・報酬の助成… 生活保護受給世帯またはそれに準ずる世帯に属する

人など。

●お問い合わせ

- 認知症高齢者(65歳以上の人)

市長申立て 各地域包括支援センター(104~106ページをご覧ください)

その他報酬の助成等 地域包括ケア推進課 **2**047-436-2558 - 知的障害者 **喧害福祉課 2**047-436-2343 **2**047-409-2859 - 精神障害者 保健所保健総務課

高齢者まちかど案内所

主に介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報 について、身近な地域の介護保険事業所等で、高齢者やその家族 からの相談をお受けします。ぜひご利用ください。

なお、協力して頂ける介護保険事業所等には市から配付するス テッカーを店頭に掲示してもらいます。

市内各地の介護保険事業所、薬局、整骨院、はり・きゅ ●場所

う・マッサージ施設等

●費用

●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 地域包括支援係

2047-436-2882



8

身近な相談窓口

8-9 SNS相談@船橋

心の不調や生活の不安などを SNS で相談できます。

●相談時間 (平日)午後5時~午後9時 (土日祝休)午後1時~午後5時

※受付は終了の30分前まで

LINEで SNS相談@船橋 を検索し、「友だち追加」 ●相談方法

または右コードから登録

地域保健課 ☎047-409-3274 ●お問い合わせ



8-10 ふなばし高齢者等権利擁護センター 「ぱれっと」

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方々に対して、各種サービスを契約に基づいて提供し、自立した地域生活が送れるように支援します。

●ご利用いただける人 おおむね 65 歳以上の高齢者や障害のある人で、契約に際してその内容を理解する能力のある人。

●サービス内容 ①福祉サービス利用援助

②財産管理サービス

③財産保全サービス

④弁護士等紹介サービスなど

※②③は単独でのご利用はできません。

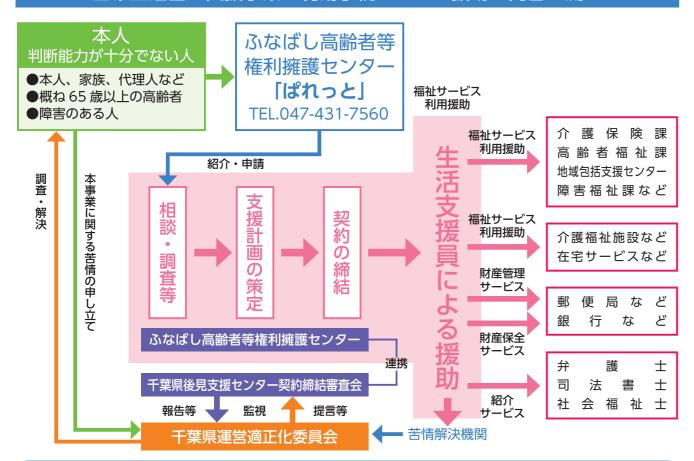
●利用料 上記①②③は有料(低額)となります。但し、生活保護受給者は免除

します。

●お問い合わせ ふなばし高齢者等権利擁護センター

☎ 047-431-7560 (福) 船橋市社会福祉協議会内

日常生活自立支援事業の利用手続きおよび援助の内容と流れ



安心してご利用いただくために一運営適正化委員会、契約締結審査会を設置

千葉県社会福祉協議会が第三者により構成される「運営適正化委員会」および利用者の判断能力の有無の判定および契約内容の審査を行うため「契約締結審査会」を設置していますので、《ふなばし高齢者等権利擁護センター》では、この機関を利用しています。

9 認知症支援

9-1 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように医師の指導の下、各地域包括支援センターの専門職が「認知症初期集中支援チーム」として医療・介護サービスにつなげるための支援をいたします。

●認知症初期集中支援チームとは…

認知症の早期発見・早期対応を目的とし、専門医や保健師などの専門職で構成されたチームで、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、自立生活のサポートを行います。

●支援の流れ

認知症の人やその家族から依頼を受けたチーム員が自宅を訪問し、認知症の程度の 把握や情報提供等を行います。

その後、チーム員会議を開き、必要な医療や介護サービスなど支援の方向性を検討し、 各関係機関と連携して必要な支援を行います。医師の判断に基づき、アウトリーチ機 能や家族面談も取り入れます。

介護サービスの導入や専門医への受診につなげ、ケアマネジャー(介護支援専門員) 等への引継ぎを行い初期集中支援を終了します。

支援終了後もモニタリングを行い、支援の状況を確認します。

●認知症は早期発見・早期治療により進行を遅らせることができます。

軽度の認知症であれば、早期治療と早期対応で認知症の進行を防 ぐことが可能だといわれています。

認知症が気になる人、認知症の家族のことでお悩みの人は、104~106ページの各地区の地域包括支援センターへご相談ください。



9

認知症支援

9-2 やすらぎ支援員の派遣(認知症高齢者の見守り)

認知症高齢者をご自宅で介護している家族が介護疲れで休みたい時、外出したい時に 家族に代わって見守り等を行うやすらぎ支援員を派遣します。

●対象となる人 認知症のある 65 歳以上の高齢者をご自宅で介護している人。認知症の診断を受けている必要はありません。

●サービス内容 見守り、話し相手など(身体介護は行えません)。

●派遣できる日時 月曜日〜金曜日の午前8時〜午後6時(祝日、休日および年末年始は除く)

●利用回数 週2回6時間まで

●利用料 1 時間 200 円(ただし、高齢者のみの世帯または市民税・県民税非課税世

帯は1時間100円)

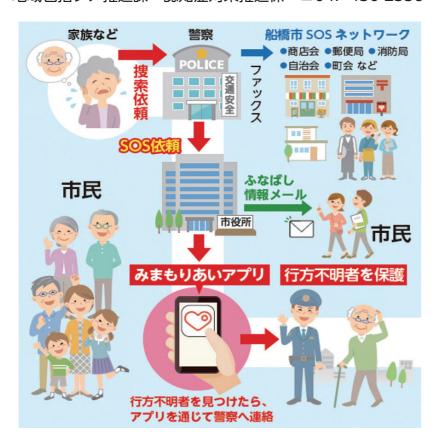
●お問い合わせ 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352

9-3 SOSネットワーク(行方不明高齢者の早期発見)

市では、自治会、民生委員、警察署など各関係機関の協力・連携で、高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、連絡体制を組んで早期発見に努めています。

万一高齢者が行方不明になったとき、警察署に行方不明者届を出すとともに、SOSネットワークの利用を申請すると、ファックスで各関係機関に発見・保護を依頼します。

- ※希望により「ふなばし情報メール(行方不明高齢者等情報)」の登録者へのメール配信、「みまもりあいアプリ」(下記参照)の登録者へのアプリ配信や、近隣市への情報提供も行います。 ※市への事前登録等は必要ありません。
- ●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 ☎047-436-2558



9-4 みまもりあいアプリ(行方不明高齢者の情報共有)

認知症高齢者等が行方不明となった場合に、アプリ上で行方不明者の情報を共有し、 住民同士が主体的に見守り合える互助のまちづくりを目指す事業です。

下記よりアプリをダウンロードできます。是非ご登録ください。

●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 ☎047-436-2558

iPhone用

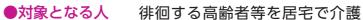


Android用



9-5 徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊により所在不明となった高齢者等を、GPSを使って探索し、早期に介護者が発見できるように位置情報を提供するサービスです。また、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対処員が現場へ急行し対応します。



している家族。

●利用料 1 カ月 250 円

(市民税・県民税非課税世帯)

1カ月500円

(市民税・県民税課税世帯)

●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 ☎ 047-436-2558



9-6 認知症カフェ

「認知症カフェ」とは、認知症になってもできる限り 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認 知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気 軽に集い交流できる場で、市内各地区で自主的に運営 されています。

市では開催場所や日程を記載した、認知症カフェ開催一覧表を作成し窓口配布や市のホームページで掲載しております。



情報交換や地域交流の場として、認知症カフェにぜひお立ち寄りください。

●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 ☎ 047-436-2558

9-7 認知症・若年性認知症の家族を支えるための家族交流会

認知症または若年性認知症の方を介護している家族を対象に交流会を開催し、家族同士の交流とともに悩みや 疑問を話し合うことでご家族の負担軽減を図ります。

交流会では、認知症の専門医と認知症の家族を介護した経験者である「認知症の人と家族の会」に相談することもできます。



開催日時や開催場所は、市ホームページや市広報でお知らせするほか、チラシを市の窓口などで配布しています。

●お問い合わせ 地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 ☎ 047-436-2558

10 高齢者医療

後期高齢者医療制度

満75歳以上の人等が、お医者さんにかかったときに「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちになれば、被保険者証に記載された負担割合(被保険者及び同一世帯の方の収入等に応じて1割から3割負担)で受診することができます。

※身体障害者手帳1~3級・4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳(重度の区分)、国民年金証書1・2級(障害基礎年金等)をお持ちの人は、65歳から加入できます(市役所への申請が必要です)。

■ 1 カ月の自己負担限度額(保険適用分)

負担割合	所得区分	外来 + 入院(世帯単位)				
	現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1%〈多数回140,100円 ^{*1} 〉				
3割	現役並み 所得者II	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1%〈多数回93,000円 ^{*1} 〉				
	現役並み 所得者I	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)>	《1%〈多数回44,400円*1〉			
負担割合	所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)			
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または18,000円の低い方を適用 ^{*4} 〈年間上限144,000円 ^{*3} 〉	57,600円 〈多数回44,400円 ^{※2} 〉			
	一般 I	18,000円〈年間上限144,000円 ^{*3} 〉				
1割	区分Ⅱ	8,000円	24,600円			
	区分 I	0,000円	15,000円			

現役並み所得者Ⅱ・Ⅰの方、区分Ⅱ・Ⅰの方が病院等での窓口支払い時点で限度額の適用を受けるには「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

- ※1 過去12カ月以内に高額療養費の支給を3回受けたときの4回目以降の限度額です。
- ※2 過去12カ月以内に「外来+入院(世帯単位)」の高額療養費の支給を3回受けたときの4回目以降の限度額です。
- ※3 1年間 (毎年8月1日から翌年7月31日) のうち所得区分が [一般II・I] または [区分 II・I] であった月の外来 (個人単位) の自己負担額の合計額の上限です。
- ※4 窓口負担割合が2割の方は、負担を抑えるための配慮措置があります(令和7年9月30日まで)。1カ月の外来受診の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外です)。

《高額療養費》

1カ月(同じ月)の保険適用の医療費を自己負担限度額を超えて支払った場合、超えた額が高額療養費として支給されます。該当する人には通知書を送付します。

《入院時の食事代》

	所 得 区 分	1 食当たりの食費
現役並み所	得者の及びの一般	490 円 ^{* 5}
	90 日までの入院	230円
区分Ⅱ	過去 12 カ月の間で区分 II の期間の入院日数が 91 日以上 【長期該当申請が必要】	180 円* 6
区分 I		110円

- ※5 特定医療費 (指定難病) 受給者証をお持ちの方は280円。
- ※6 申請についてはお問い合わせください。180円の適用は長期該当申請日からとなり、申請日以前の食事差額について は入院日数が91日を超えていても給付されません。

《医療費の払い戻し》

次のような場合で、医療費などを本人が全額支払った場合は、申請により後期高齢者医療制度で決められた額の払い戻しが受けられる場合があります。

- 急病などでやむを得ず被保険者証等を提示できずに診療を受けたとき
- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- 骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
- 医師が必要と認めたマッサージ、あんま、はり・きゅうの施術を受けたとき
- ■その他特殊な移送費用、輸血用の生血代などを支払ったとき
- ■海外に渡航中治療を受けたとき(治療目的の渡航は対象外)

《葬祭費について》

被保険者が亡くなった場合、申請をすると葬祭を行った人に葬祭費として 5 万円が 支給されます。

《資格の開始について》

後期高齢者医療制度は 75 歳の誕生日から適用となり、誕生日までに被保険者証が郵送されます。

《交通事故にあったとき》

交通事故など第三者の行為によってケガをしたとき、その治療に必要な医療費は相手が支払う損害賠償金の中で負担するのが原則ですが、届出により後期高齢者医療制度で治療を受けることもできます。

この場合、後期高齢者医療制度が医療費を一時立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

注意) 加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと後期高齢者医療制度が使えなくなってしまうことがあります。

《医療費を上手に使いましょう》

医療費はみなさんが病院窓口等で支払う一部負担金の他、みなさんが納めている保険料や税金で賄われています。健康の保持に努め上手に医療費を使いましょう。

- ①重複受診や頻回受診は控えましょう
- ②医師を信頼し、指示を守りましょう
- ③家庭医を持ちましょう
- ④定期的に健康診断を受けましょう



こんなときには届出を	届出に必要なもの
65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある人が 加入を希望するとき	障害者手帳など障害の程度がわかるもの・健康保険証
他の市区町村へ転出するとき	被保険者証
他の都道府県から転入してきたとき	負担区分等証明書
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証・保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書または保護停止決定通知書
死亡したとき	被保険者証
葬祭費の申請	葬儀を行った人(喪主)の銀行口座のわかるもの・葬祭の 領収書または会葬礼状(喪主の人の確認ができるもの)
被保険者証を紛失・破損したとき	即日交付には身分証明書等が必要です。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ 国保年金課 高齢者医療係 ☎ 047-436-2395

11 医療と介護の連携

11-1 在宅医療支援拠点ふなぽーと

在宅医療支援拠点ふなぽーとでは、「定期通院が難しい」「自宅で治療を受けたい」「退院後の訪問診療医を探したい」といった、在宅で療養したい患者さんやそのご家族からの相談に応じます。

また、在宅医療関係者や介護関係者に対しても、情報提供や相談などの支援を行うとともに、船橋在宅医療ひまわりネットワークと連携し、医療・介護連携を進める取り組みを行います。



◆在宅医療支援拠点ふなぽーとの主な役割◆

■在宅医療・介護に関する相談

医療と介護の連携

「通院が難しい」「自宅で治療を受けたい」「退院後のかかりつけ医がいない」等、在 宅療養を希望しているけれど、どこに相談したらよいかわからないなどの悩みを抱え た患者さんやそのご家族等からの相談を受け、適切な機関・サービスを紹介します。

■在宅医療・介護に関する情報提供

船橋市医師会、船橋市、船橋在宅医療ひまわりネットワーク等が収集・保有する情報を整理し、提供します。

■在宅医療・介護関係者等への支援

- 医療・介護関係者等からの相談の受付や支援を行います。
- 船橋在宅医療ひまわりネットワークと協力し、在宅医療・介護の連携に資する取り組みを行います。
- ■患者さんの情報をリアルタイムに共有できるシステム(市が管理)の活用についてご案内します。

■在宅医療・介護に関する市民への普及啓発

- ■市民のみなさんが主催する講座等で、求めに応じて在宅医療に関する情報提供等を行います。「まちづくり出前講座」にもエントリーしています。
- ■市内で開催される健康や医療に関するイベントにて、普及啓発活動を行います。
- ●ホームページ https://www.funaport.com/

11-2 在宅医療・介護の講演会・相談会、出張講演会

みなさんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らすために、患者さん、その家族、医療・介護関係者を対象とした講演会・相談会を、市内の各地域で無料で開催します(開催日等は、広報ふなばしやチラシ、ホームページにて周知します)。また、みなさんに医療・介護専門職を身近に感じていただくために、出張講演会も実施しております。

■出張講演会

町会・自治会などの市民団体に対して、出張講演会を実施しています。詳しくは地域包括ケア推進課までお問い合わせください。

【テーマについて】

1肺炎から身を守る方法	6お□の健康について(□腔ケア)
2健康診断の結果の読み方	√お薬との上手な付き合い方
3訪問診療とは?	③介護サービスのい・ろ・は
4認知症について	⑨リハビリテーションについて
⑤ 高齢者の病気と漢方薬	① 成年後見制度

●お問い合わせ

地域包括ケア推進課 認知症対策推進係

☎ 047-436-2558 FAX 047-436-2885



11-3 「大切な人に伝えるノート」(エンディングノート)

最期まで自分らしく過ごすために、医療・介護、行政手続き、相談窓口等の情報をわかりやすく掲載し、医療・介護、葬儀、資産管理等に関することの自分の希望を記しておくノート(船橋版エンディングノート)を無料で配布しています。

また、「大切な人に伝えるノート」を使った講座を開催しています。少人数から申し込みが可能です。

●お問い合わせ

地域包括ケア推進課 認知症対策推進係

2 047-436-2558

11-4 船橋在宅医療ひまわりネットワーク

平成 25 年 5 月に設立された、医療・介護関係団体および行政(船橋市)で組織する任意団体です。

地域包括ケアシステムの核となる在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するために、顔の見える連携づくり、人材の育成、在宅医療提供時における支援体制の検討等の活動を行っています。

11-5 ひまわりシート

「ご本人の情報」、「緊急時の連絡先」や「緊急時の対応方法」について、あらかじめ 医療・介護関係者やご本人・ご家族とよく相談のうえ、シートに記入し、ケースに入れ冷蔵庫に保管しておきます。そうすることで、本人の意識が無いなどの緊急時にご本人の症状や対応方法を素早く的確に把握することができるようになり、迅速な救急活動に活かすことができます。

ひまわりシートは市内の各訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・地域包括 支援センター・在宅介護支援センターに勤めている訪問看護師やケアマネジャーなど を通じて、在宅医療や介護を受けている本人・家族を対象として配付しております。

また、平成29年8月より市社会福祉協議会の「安心登録カード」の登録者にも地区社会福祉協議会や町会・自治会、民生委員・児童委員にご協力いただき配付を行っています。

●お問い合わせ ひまわりネットワーク事務局(地域包括ケア推進課)

☎ 047-436-2354 FAX 047-436-2885

●ホームページ https://himawarinet.jp/





11-6 船橋在宅医療ひまわりネットワーク市民公開講座

船橋在宅医療ひまわりネットワークでは「最期まで自分らしく」をテーマに、在宅 医療について考えるきっかけとなる市民向けの講演会を開催しています。

●お問い合わせ ひまわりネットワーク事務局(地域包括ケア推進課)

2 047-436-2354

●ホームページ https://himawarinet.jp/

1-7 船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション 提供機関マップ "ひまわりマップ"

市内で在宅医療・緩和ケア・リハビリテーションを提供している機関(病院、診療所、 歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等)にアンケート調査を行い、市ホームペー ジ上に公開している「生き生きふれあいマップ」に掲載しています。

名称や所在地からの検索だけでなく、在宅医療・緩和ケア・リハビリテーションの 実施状況など条件を指定して細かく検索することができます。市ホーム ページまたは船橋在宅医療ひまわりネットワークホームページから見る ことができます。

また、右図のコードを読み取ることで見ることができます。



●お問い合わせ ひまわりネットワーク事務局(地域包括ケア推進課)
☎ 047-436-2354

●ホームページ https://himawarinet.jp/

17 地域リハビリテーションの推進

12-1 地域リハビリテーションとは

地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み 慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・ 医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリ ハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてと定義されています。

※日本リハビリテーション病院・施設協会による定義(平成28年改定)

地域リハビリテーションの流れ

急性期リハビリテーション

発症からおよそ 1 カ月以 内の時期には、早期離床 し、廃用症候群の予防を 中心とするリハビリテー ションが行われます。

ーションの推進



回復期リハビリテーション

急性期に引き続き、2~6 カ月間、家庭復帰を目指し て、日常生活動作訓練や機 能回復訓練など各種のリハ ビリテーションが集中的・ 総合的に実施されます。



維持期・生活期リハビリテーション

発症からおよそ6カ月以降は、 急性期、回復期に引き続き、獲 得した家庭生活や社会生活の維 持または改善を中心に行うリハ ビリテーションが実施されます。

在宅復帰



通所ケア

通所リハビリ

訪問

ケ

必要な人は、通って リハビリやケアを受 けることができます。



通所介護

訪問看護







訪問リハビリ

訪問介護





在宅生活が困難になれば施設で リハビリやケアを受けることが できます。

入浴補助用具 介護用ベッド バリアフリー

住宅改修・福祉用具







必要な人は、家庭でリハビリやケア を受けることができます。

外来リハビリ

12-3 船橋市リハビリセンター

地域での生活にリハビリが必要な人を対象に、リハビリの総合的な提供や相談を行 う施設です。当施設ではリハビリテーション科の診療所、訪問看護ステーション、リ ハビリ事業を行っています。

また、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を積極的に行い、医療・介護等の 専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリテーション」 の推進を支援します。

●サービス内容

- リハビリセンタークリニック(リハビリテーション科の診療所) 外来診療、外来リハビリ、訪問リハビリ、通所リハビリを実施
- リハビリセンター訪問看護ステーション 訪問看護を実施
- リハビリ事業(医療保険、介護保険適用外のリハビリ) パワーリハビリ教室、同フォローアップ、プールリハビリを実施

〈リハビリ事業対象者〉以下の2つの項目に該当する人

- ・市内在住65歳以上で身体機能に低下がみられる(ただし、40歳か ら 64 歳までの「要支援 1・2」「要介護 1・2」と判定された人は利 用可)
- ・要介護認定3から5の認定を受けていない

(利用料) 1回350円(税込み)

地域リハビリテーション拠点事業

リハビリの総合相談や啓発活動等を実施

●交通機関

- 新京成線薬園台駅・東葉高速鉄道飯山満駅・JR 東船橋駅と船橋市リハビ リセンター間往復送迎バスを運行
- 新京成線前原駅から徒歩約 15 分
- JR 津田沼駅から新京成バス「千葉病院前」「東船橋駅」「東葉高校」行き に乗車、「千葉病院前|下車徒歩約5分
- ●お問い合わせ
- 飯山満町 2-519-3 船橋市リハビリセンター ☎ 047-468-2001

リハビリテーションに関する相談

- **■船橋市立リハビリテーション病院(医療系に関する相談)**
- ●お問い合わせ 夏見台 4-26-1 ☎ 047-439-1200
- ■船橋市リハビリセンター(リハビリに関する総合相談)
- ●お問い合わせ 飯山満町 2-519-3 ☎ 047-468-2001
- ■地域包括支援センター・在宅介護支援センター(在宅支援等に関する相談)
- ●お問い合わせ 各地域包括支援センター・在宅介護支援センター

※詳しくは70ページをご覧ください(担当地区は104~106ページに記載してい ます)。

13 要介護高齢者のための歯科診療

要介護高齢者の歯の治療等を行う歯科診療所

一般の歯科診療所で治療が困難な要介護高齢者・ 障害児(者)の歯の治療および摂食嚥下機能訓練を 行います(要予約)。ご本人のお身体や歯の状態により、診療所または自宅(訪問診療)で治療を行います。



①さざんか特殊歯科診療所

●診療日及び診療時間(予約制)

診療日	月曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
診療時間	午前9時~正午、午後1時~午後4時30分					午前9時~正午

- ※摂食嚥下機能訓練は第1・3日曜日に行っています。
- ●所在地 三咲7-24-1 北部福祉会館内 ☎047-449-7557

②かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

●診療日及び診療時間(予約制)

診療日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
診療時間	_	F前9時~正午 後1時~午後5	_	午前9時~ 午後1時	午前9日 午後1時~	* . * . *

- ※摂食嚥下機能訓練は月曜日~土曜日(木曜日を除く)に行っています。
- ※日曜日・祝休日・年末年始の午前9時~正午は、休日急患歯科診療のみ行っています。
- ●所在地 北本町1-16-55 保健福祉センター内 ☎047-423-2113

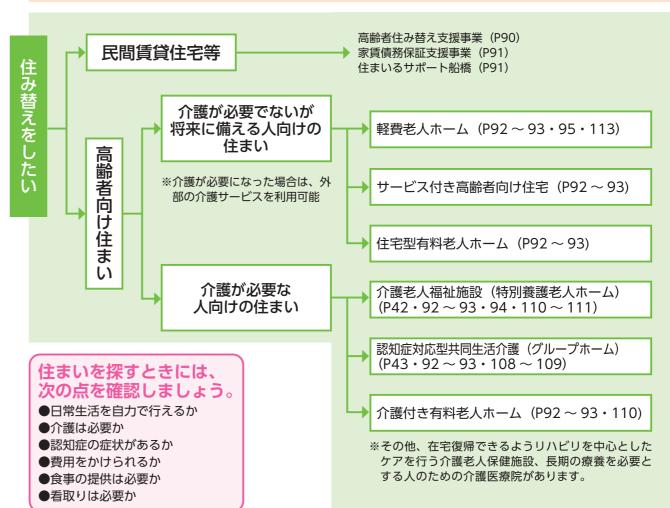


個 高齢期の住まい方

14-1 高齢期の住まい方

高齢期になると、一人ひとりの身体状況、家族・経済状況により、住む場所に工夫が必要になります。希望や状況に応じた住まいを考えてみましょう。





14-2 高齢者住宅整備資金の貸付

日常生活で介護を必要とする65歳以上の人や同居する家族に対し、浴室やトイレな どを整備するために住宅の補修や増改築をする場合に、資金を無利子で貸付します。

こちらの制度をご利用される人は、工事を始める前にご相談ください。申請受理後、 必要書類の審査、現地調査を行った後、貸付の可否決定をします。そのため、工期は 余裕をもって申請してください。

- ●貸付要件 ①貸付を受ける人が1年以上市内に居住していること
 - ②連帯保証人を立てられること等 ※この他にも要件があります。
- ●貸付限度額 500 万円 ● 浴室 130 万円 ● 居室 240 万円
 - ■トイレ 110 万円 その他 100 万円
- 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352 ●お問い合わせ

14-3 高齢者住宅改造資金の助成

市では介護保険の住宅改修費支給(41ページ参照)とは別に、要支援・要介護の認定 を受けている人のために、浴室、トイレ等の改造、手すりやスロープの設置など、住宅の 改造をしようとする場合に、その資金を助成します(併用ができる場合もあります)。

こちらの制度をご利用される人は、工事を始める前にご相談ください。

なお、すべての工事が対象ではありません。まず、高齢者福祉課へお問い合わせください。

- ●申請できる人 ①市内に1年以上居住していること
 - ※賃貸住宅に居住している人も利用できます。
 - ②生計中心者の市民税・県民税の額が32万円以下の世帯
 - ※市民税・県民税額が最も多い人を生計中心者とします。
 - ※世帯分離等の場合でも、同居していて生計が同一と考えられる場合は、同一世 帯とみなします。
 - ③助成対象者が要支援1~2・要介護1~5の認定を受けていること
 - ※ただし、要支援 $1 \sim 2$ ・要介護 $1 \sim 2$ の認定者にあっては、申請する改造の 総工事費が150万円(消費税含む)以下であること。また、過去に同制度を 利用したことがないこと。

なお、助成対象者と別世帯の人が申請する場合、助成対象者も上記①②の 要件を満たす必要があります。

- ●助成額 助成の対象工事に下記の助成率を掛けた額(上限50万円)
 - 市民税・県民税課税世帯 50% 市民税・県民税非課税世帯 100%
 - ※申請受理後、必要書類の審査、現地調査を行った後、助成の可否決定をします。 そのため、工期は余裕をもって申請してください。介護保険の住宅改修費支給 対象工事は、介護保険の支給が優先されます。
- ●助成方法 「償還払い」が原則ですが、施工事業者が介護保険の住宅改修費受領委任払

いの登録事業者であれば、「受領委任払い」も可能です。

高齢者福祉課 在宅支援係 ☎ 047-436-2352 ●お問い合わせ

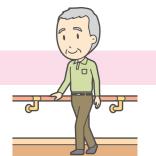
14-4 リフォーム融資の債務保証

住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度(リフォーム融資)を利用して、60歳 以上の方が自ら居住する住宅のバリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐 震改修工事を含むリフォームを行う場合に、(一財) 高齢者住宅財団がリフォーム融資 の債務保証を行う制度があります。

●お問い合わせ (一財) 高齢者住宅財団 ☎ 03-6880-2781

14-5 住宅への手すりの設置等の支援

高齢になっても自宅に住み続けられるよう、手すり の設置などのバリアフリー化や断熱改修の費用の一部 を助成しています。



高齢期の住まい方

	自宅	分譲マンション共用部分		
対象者	原則として同居者全員が下記の認定または交付を受けていないこと ①要支援・要介護の認定 ②身体障害者手帳1、2級の交付 ③療育手帳@の1~Aの2の交付 ※断熱改修については、上記の①②③を受けていても、助成を受けることができます。 ◆その他要件あり	市内に既存する分譲マンションの管理組合 ※その他要件あり		
対象工事	手すり・スロープの設置、断熱改修工事等(自宅については3万円以上の工事が対象)			
助成額	工事費用の10分の3(上限8万円)	工事費用の3分の1または助成対象マンションの専有部分の戸数に2万円を乗じた額のいずれか低い額(上限60万円)		
お問い合わせ	住宅政策課 ☎047-436-2712			

※申込みは工事着手前

建築住宅相談

高齢者や障害者に配慮したバリアフリーに改造したいとお考えの人に、 ●サービス内容

建築十や増改築相談員*による無料相談を行っています。

※増改築相談員とは住宅の新築工事またはリフォーム工事に関する 実務経験を10年以上有し、専門的な知識をもった相談員です。

- ●相談場所 船橋駅前総合窓口センター
- 予約制(相談時間は30分) ●相談日時

第2火曜日 午前10時~午後2時30分 第2水曜日 午後5時~午後6時50分

第2土曜日、第4土曜日及びその翌日の日曜日 午後1時15分~午後3時45分

●電話相談

平日 午前9時から午後6時 ※火曜のみ午後1時から午後6時

●お問い合わせ 住宅政策課 ☎ 047-436-2712

高齢者住み替え支援事業

市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住環境を改善する ため、市内の賃貸住宅に住み替える場合に助成(上限15万円)を行い、高齢者が可能 な限り、住み慣れた地域で住み続けられるように支援します。

●引っ越し先の条件 ア. 市内の賃貸住宅

| ア、イ、ウ

イ. 1階の部屋またはエレベーター等の昇降設備がある

\全てに該当する住宅/ウ. 耐震性能を有する建物

市内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上の高齢 ●対象

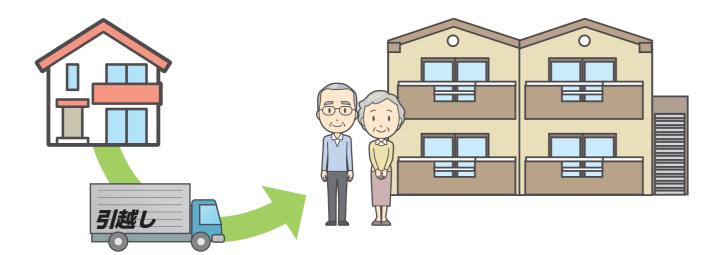
者のみで構成される世帯(単身を含む)で、世帯の収入が月額214,000円

以下であること ※その他要件あり

●助成額 礼金、仲介手数料、引越費用(半額)の合計(15万円を限度)

●申込み 申請書と必要書類を住宅政策課へ

●お問い合わせ 住宅政策課 ☎ 047-436-2712



14-8 家賃債務保証支援事業

住み替えにあたって、家賃債務保証会社と家賃債務保証契約を締結する低所得者の うち、高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等に対して、家賃債務保証契約時に要 する費用の一部を助成します。

●対象 次のいずれかに該当する世帯

- ①全員が60歳以上の世帯(18歳未満の同居親族を含む場合も可)
- ②小学校就学前の子供を含む世帯
- ③ 18 歳未満の児童と同居し扶養するひとり親世帯等
- ④身体障害者手帳(1~4級)、精神障害者保健福祉手帳(1~2級)、療 育手帳(Aの1~Bの1)、戦傷病者手帳(第1款症以上)の交付を受 けている人の世帯等

高齢期の住まい方

※その他要件あり

●助成内容 家賃債務保証契約時に要する初回保証料の2分の1(上限15.000円)

●申込み 申請書と必要書類を住宅政策課へ

●お問い合わせ 住宅政策課 ☎ 047-436-2712

14-9 安心して入居できる賃貸等の情報提供

高齢者単身・夫婦世帯等が安心して居住できる「サービス付き高齢者向け住宅」の 情報を提供します。また、賃貸住宅への入居を支援する制度として、60歳以上の人を 対象に高齢者住宅財団が家賃債務を保証する制度があります。

●お問い合わせ

・サービス付き高齢者向け住宅の情報の閲覧については

サービス付き高齢者向け住宅専用ホームページ(https://www.satsuki-jutaku.jp/)および住 宅政策課(市役所6階)でも閲覧できます。

- 家賃債務保証については

(一財) 高齢者住宅財団 ☎ 03-6880-2781

14-10 住まいるサポート船橋(船橋市居住支援協議会)

高齢者世帯、障害者世帯などを対象に協力不動産店等と連携して、民間賃貸住宅の 物件情報の提供や見守りサービスなどをご案内します。

●お問い合わせ

住まいるサポート船橋 (船橋市社会福祉協議会内)

2 047-437-0055

14-11 高齢者向け住まいの比較

高齢期の住まい方

高齢者のための住まいには様々な種類があり、それぞれ特徴があります。希望や状況を整理して、自分にあった住まいを探しましょう。

名 称	概要	対象者
サービス付き高齢者向け住宅	居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、安否確認や生活相談のサービスを受けられる住宅。居室面積原則25m²以上(風呂・台所等、高齢者が共同して利用するため、十分な面積を有する場合は18m²以上)	原則60歳以上
高齢者向け 優良賃貸住宅(UR)	床の段差の解消や手すりの設置など、高齢者の人向けに改良を行った賃貸住宅。一定の所得以下の人には家賃軽減措置がある。また、緊急時対応サービスが利用できる(有料)。	60歳以上
高齢者等向け 特別設備改善住宅(UR)	浴室の段差の緩和、設備の改善、緊急時連絡 通報用装置の設置等を行った賃貸住宅。	60歳以上
有料老人ホーム (住宅型・介護付き)	介護、食事の提供、家事、健康管理のいずれかのサービスを受けられる施設で、特別養護 老人ホームやグループホームなど他の施設ではないもの。	施設により異なります。
軽費老人ホーム	低額な料金で、食事の提供その他日常生活上 必要なサービスを受けられる施設。	60歳以上 身体機能の低下が認 められ、また高齢な どのため、独立して 生活することに不安 が認められる人
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が、日常生活上の世話や機能 訓練などの介護サービスを受けながら、共同 生活をする住居。	・船橋市民 ・認知症の診断を受けた要支援2 および要介護1から5の人
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が 入所して、日常生活上の支援や介護が受けら れる施設。	原則要介護3以上

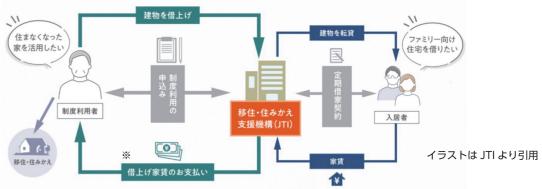
マイホームを活用して住み替えを考える【マイホーム借上げ制度】

住まなくなったマイホームを、移住・住みかえ支援機構(JTI)が借り上げ、所有者様に代わって賃貸管理をおこなう制度です。住宅が賃貸可能な限り、終身にわたってお預かりします。手続きや入居者トラブル等、面倒な大家仕事は JTI が代わって対応いたします。また、1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても、毎月賃料を受け取ることができます。

なお、空室時の賃料については、JTI に万が一のことがあっても、(一財) 高齢者住宅財団による債務保証基金が設定されていますので、安心して制度をご利用いただけます。

●お問い合わせ (一社) 移住・住みかえ支援機構 (JTI) ☎ (03)5211-0757

契約形態	前払金 (市内の目安)	月額費用 (市内の目安)	申込先	情報入手先	掲載ページ
・建物賃貸借契約 または終身建物 賃貸借契約 ・生活支援サービ ス契約	敷金家賃の 0~3カ月	各住宅により 異なります	各住宅	サービス付き高齢者向け住 宅情報提供システム 専用ホームページ https://www.satsuki-jutaku.jp/ ・住宅政策課 ・各住宅	
普通借家契約	敷金家賃の 2カ月	UR営業センタ ーにお問い合 わせください。	UR営業 センター	UR営業センター	
普通借家契約	敷金家賃の 2カ月	UR営業センタ ーにお問い合 わせください。	UR営業 センター	UR営業センター	
・建物賃貸借契約 または終身建物 賃貸借契約 ・利用権契約	施設により 異なります。	施設により 異なります。	各施設	・高齢者福祉課 ・各施設	
入所契約	30万円まで (A型はなし)	63,000円~ 150,000円程度	各施設	・高齢者福祉課 ・各施設	P95 P113
入所契約	敷金家賃の 0~6カ月	施設により 異なります。	各施設	・高齢者福祉課 ・各施設	P43 P108 P109
入所契約	なし	P42~43、 P47参照	各施設	・高齢者福祉課 ・各施設	P42 P94 P110 ~111



※万が一の場合に(一財)高齢者住宅財団による債務保証基金が設定されています。

15 入所施設

15-1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則要介護 3 以上の常に介護が必要な高齢者が生活の場として入所する施設です(ただし要介護 1・2 の人で、やむを得ない事情により在宅生活が困難と判断された場合は、特例的に入所申込ができます)。入所者には、施設サービス計画に基づいた入浴、排泄、食事などの介護、日常生活上の介助、機能訓練、健康管理などを行います。入所につきましては、申込順ではなく別記の基準により、必要性の高い人が優先されます。 ※市内には、特別養護老人ホームが 38 施設あります (110 ~ 111 ページをご覧ください)。

●船橋市指定介護老人福祉施設入所者選定基準

(1) 介護に係る労力の程度

区分	要介護状態区分	点 数
А	要介護 5	50
В	要介護 4	40
С	要介護 3	30
D	要介護 2	20
Е	要介護 1	10

(2) 認知症の状況

区分	認知症の状況	点 数
1	認知症 Ⅱ b 以上	10
2	認知症 Ⅰ~Ⅱa以下	5
3	認知症 なし	0

※認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による。

(3) 在宅介護の困難性

区分	世帯の状況	点 数
1	単身世帯	40
2	④のうち要介護者以外が後期高齢者(75歳以上)のみの世帯	30
3	主たる介護者が病弱等の場合	30
4	要介護者以外が高齢者(65歳以上)のみの世帯	20
(5)	複数の高齢者等を介護する世帯	15
6	主たる介護者が生計中心者として稼働している	15
7	上記のいずれにも該当しない世帯	0

※要件が重複する場合は点数の高いほうを基準とし、10点を加算する。加算は10点まで。

(4) その他特殊な事情

- i. 主たる介護者の病名が癌や難病などの場合、10点加算とする。
- ii. その他特殊な事情がある場合、その都度個別に審査し加算点を決めることとする。
- ※合計点の高い者から優先することとし、同点の場合は年齢の高い者から優先とする。
- ※原則 4月と10月に入所待機者の順位を見直します。選定基準により算出した点数の高い人から順位をつけ、入所待機者の名簿を作成します。名簿の有効期間は6カ月です。また、4月と10月以外の月にも随時申請を受け付け、点数に応じて、名簿に加えていきます。

[選定基準による計算例]

A さん宅は、夫婦二人の世帯で妻は病弱。ともに 80 歳、夫は要介護 4 で認知症は II b である。 計算方法

	73.—		
(1)	介護に係る労力の程度	区分B	40 点
(2)	認知症の状況	区分①	10点
(3)	在宅介護の困難性	区分②	30点
	在宅介護の困難性加算	区分③	10点

合計 90点

この合計点が、介護老人福祉施設への入所を希望する人の点数となります。

●お問い合わせ 直接、各施設へ

15-2 軽費老人ホーム(旧ケアハウス・軽費老人ホームA型)

- ●軽費老人ホーム (旧ケアハウス)利用者の条件
- 1. 60 歳以上の人
- 2. 身体機能の低下が認められ、または高齢などのため、独立して生活するのに不安が認められる人であり、家族による援助を受けることが困難な人
- 3. 毎月の費用負担ができる人
- ●軽費老人ホームA型 利用者の条件
- 1. 60 歳以上の人で、寝たきりでない人
- 2. 親族などがいない人、または家庭の事情などにより家族と同居できない人
- 3. 毎月の費用負担ができる人
- 4. 身元確実な保証人のある人

※市内には軽費老人ホームが8施設あります(113ページをご覧ください)。

●お問い合わせ

直接、各施設へ

15-3 養護老人ホーム

65 歳以上の人で、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅での生活が困難な人のための施設です。入所に際しては、下記の要件を満たしていることが条件となります。

- 1. 経済的に困窮している状態(生活保護を受けている人、市民税の所得割を課されていない人等)
- 2. 家族や住居の状況など、現在の生活環境では在宅での生活が困難な状態
- ●お問い合わせ 高齢者福祉課 施設管理係 ☎ 047-436-3353

介護相談員派遣事業

介護相談員が市内の特別養護老人ホームおよび介護老人保健施設等を訪問し、施設利用者およびその家族から施設サービスに関する相談や要望・苦情などをお聞きし、必要に応じて施設へ橋渡しします。

●活動日時 各施設月1回活動しています。市ホームページをご覧いただくか、高齢者福祉

課までお問い合わせください。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 施設管理係 ☎ 047-436-3353



16 健康づくり

16-1 船橋市健康スケール

65歳以上の対象者に、体の状態等に関する質問票をお送りします。いただいた回答結果からご自身の「元気度(※)」および「3年後の要支援・要介護状態になるリスク」をお知らせします。併せて、体の状態に合った総合事業サービスをご案内します。

また、回答された人の内、運動機能の低下が疑われる人には、実際に動きながら足腰の衰え状態のチェックを受け、現在の体の状態に応じた運動のアドバイスをリハビリ専門職等から受けることができる事業のご案内を結果通知に同封してお送りいたします。

※元気度とは…船橋市健康スケールの回答結果から現在のご自身の状態を点数化し、各年齢の平均点と 比べ数値化したものです。

●対象となる人 65・70・73・75 歳以上の市民で要介護・要支援を受けていない人、および 介護予防・生活支援サービス事業の対象となっていない人など

●お問い合わせ 健康づくり課 ☎ 047-409-3817

16-2 アクティブシニア手帳(介護予防手帳)

健康で過ごすために心身の状態だけではなく、自分の興味関心を再確認し、生きがいや生活の目標を考えてみませんか。アクティブシニア手帳は、趣味や運動などの活動記録や目標等を記入することができるほか、健康づくりと介護予防の内容などをご紹介しています。また、元気度チェックを行うことのできるページがあり体の状態を振り返りながらチェックをつけることで、「元気度」および「3年後の要支援・要介護状態になるリスク」がわかります。

●対象となる人 65 歳以上の人

●配布場所 健康づくり課、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等

●お問い合わせ 健康づくり課 ☎ 047-409-3817

16-3 健康診査・人間ドック、結果相談や保健指導

生活習慣病の予防・健康の保持増進のために、健康診査・人間ドックを医療機関で 実施しています。また、健診結果に応じて、生活習慣病の発症や重症化を予防するた めの保健指導等を実施しています。

対象となる人40歳以上の船橋市国民健康保険被保険者、千葉県後期高齢者医療制度の加入者

●費用 健康診査 無料、人間ドック 費用のうち13,000円を上限に助成

●お問い合わせ 健康づくり課 ☎047-409-3404

16-4 成人健康相談

生活習慣病予防や健康づくりなど健康に関する全般的な相談を実施しています。

- ●日時および会場 中央・東部・北部・西部の各保健センターで月〜金 9時〜17時(祝休日・年末年始を除く)
- ●お問い合わせ 中央保健センター ☎047-423-2111 東部保健センター ☎047-466-1383 北部保健センター ☎047-449-7600 西部保健センター ☎047-302-2626

16-5 健康教育

生活習慣病予防や健康づくりのための各種健康講座を市内各地で実施しています。

●日時および会場 各種健康講座は中央・東部・北部・西部の各保健センターで実施しています(市 広報に掲載します)。

公民館、自治会館などでも実施しています。

●お問い合わせ 中央保健センター ☎047-423-2111 東部保健センター ☎047-466-1383 北部保健センター ☎047-449-7600 西部保健センター ☎047-302-2626

16-6 市民ヘルスミーティング

各地区の健康課題について共有するほか、市民のみなさんや各課題に応じた専門職の講師とともに話し合い、対策を考えていきます。

- ●日時および会場公民館等で開催します(市の広報、ホームページ、チラシでお知らせします)。
- ●お問い合わせ 健康づくり課 ☎ 047-409-3817

16-7 身近な公園で健康づくり

身近な公園で手軽に自主的な運動習慣が身につけられるようラジオ体操や 3Q 体操、 太極拳や気功等の運動を実施しています。

- ●日時および会場 市内の公園等で実施しています(市の広報、ホームページ、チラシでお知らせします)。
- ●お問い合わせ 地域保健課 ☎047-409-3274

16-8 ふなばし健康ポイント

運動を習慣づけるきっかけになるよう、健康づくりを応援します。健康に関する行動(ウォーキング、教室参加など)に対してポイントを獲得でき、貯まったポイント に応じて抽選で素敵な景品が当たります。

- ●参加方法 次のいずれか①スマートフォンアプリをダウンロード②活動量計を購入
 - ③「すこちゃん手帳(ポイントカード)」をもらう。※③は、①または②のポイント トク管できます。
 - ントと合算できます。
- ●申込み ①はアプリから、②は申込書または市ホームページから事前申込

すこちゃん手帳は地域保健課、各公民館・保健センター・地域包

括支援センターで配布します。

●お問い合わせ 地域保健課 ☎ 047-409-3274



12 生きがいづくり

17-1 老人福祉センター

高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活が送れるよう、各種相談に応じると ともに健康の増進、教養の向上およびレクリエーション等に利用できる施設です。

●事業の内容

- ■健康相談、生活相談■機能回復訓練■教養講座の開催
- レクリエーション活動■ 手工芸品などの製作活動
- その他高齢者福祉の増進に関する活動
- ■市内には次の福祉センターがあります

●利用時間

午前9時30分~午後4時

●休館日

■毎週日曜日 ■祝日・休日 ■年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

●利用者の条件

60歳以上の人

●利用方法

利用者には、利用者証を交付します。利用料は無料(ただし市外の人は1日200円)。

17-2 老人憩の家

高齢者のみなさんが相互の親睦を図るためや、教養の向上・レクリエーションなどに利用する施設です。「老人憩の家」は民家を提供していただいたり、児童ホームなどの公共施設に併設しています。

●対象となる人 市内にお住まいのおおむね60歳以上の人

●利用時間 公共施設内:午前9時~午後5時 その他:午前10時~午後4時

●休所日 児童ホーム内:月曜日・祝休日・年末年始

※月曜日が祝休日の場合、翌日火曜日も休所日 公民館内:毎月最終月曜日・祝休日・年末年始 ※最終月曜日が28日にあたる場合は21日が休所日

※祝休日が日曜日と重なる場合、日曜日は開所日、翌日月曜日が休所日 その他:施設によって休所日が異なります。詳しくはお問い合わせください。

●設置場所 114ページの施設一覧をご覧ください。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349

17-3 老人生きがい広場ゲートボール場

高齢者の健康の維持・増進と仲間づくりを図ることを目的に、老人生きがい広場ゲートボール場を設置しています。

●対象となる人 市内にお住まいのおおむね 60 歳以上の人

●利用時間 午前9時~午後4時

●休場日 日曜日・祝休日・年末年始

●設置場所 113ページの施設一覧をご覧ください。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349

17-4 老人クラブ

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、健全で豊かな日常生活を送るため、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っています。

令和6年4月1日現在、市内には196クラブ、8.626人が加入しています。

●対象となる人 おおむね 60 歳以上の人

入会を希望される人は、以下連絡先にお問い合わせください。

●お問い合わせ 船橋市老人クラブ連合会事務局 ☎ 047-433-4865

または市役所高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349

17-5 老人クラブ助成金

各老人クラブが社会奉仕、教養文化および健康づくりなどのクラブ活動を円滑に行えるように助成金を交付しています。

●助成金額(年額) 会員20~29人:均等割40,050円

人員割 21 人目から 1 人増すごとに 450 円加算

会員 30 人以上: 均等割 75,600 円

人員割 31 人目から 1 人増すごとに 450 円加算

●助成対象 地域を基盤におおむね60歳以上の人20人以上で組織されたクラブが対象です。 ※新たに老人クラブを結成し、助成金の交付を申請する場合は次の書類が必要です。

■ 老人クラブ助成金交付申請書 ■ 収支予算書 ■ 活動計画書

■ 会員名簿および役員名簿 ■ 結成趣意書 ■ 老人クラブ規約(会則)

●お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349



17-6 高齢者学級(寿大学・福寿大学等)

健康や生きがい・仲間づくりを目的に、各公民館で開催している講座です。原則として各公民館の区域内に住んでいる60歳以上の人が対象です。期間は原則毎年度5月から3月の1年間です。

●申し込み方法

各公民館へお問い合わせください。

●会場·日時

毎年4月の広報ふなばしに掲載いたします。

■高齢者学級(寿大学・福寿大学等)

会	場(公民館)	主	は開催日時
浜町	5 434-1405	第2 (火)	13:30 ~ 15:00
西部	5 047-333-5415	第2 (水)	10:00 ~ 11:30
高根	5 438-4112	第2 (水)	10:00 ~ 11:30
中央	5 434-5551	第2 (水)	13:30 ~ 15:00
法典	4 38-3203	第2 (木)	10:00 ~ 11:30
夏見	2 423-5119	第2 (木)	10:00 ~ 11:30
三田	5 477-2961	第2 (木)	13:30 ~ 15:00
坪井	5 402-0271	第2 (金)	10:00 ~ 11:30
葛飾	☎ 437-5072	第3 (火)	10:00 ~ 11:30
薬円台	2 469-4535	第3 (火)	13:30 ~ 15:00
塚田	438-2610	第3 (火)	13:30 ~ 15:00
高根台	2 461-7061	第3 (水)	10:00 ~ 11:30
宮本	2 424-9840	第3 (水)	13:00 ~ 15:00
海神	2 420-1001	第3 (水)	13:30 ~ 15:00
松が丘	2 468-3750	第3 (木)	10:00 ~ 11:30
海老が作	5 464-8232	第3 (木)	13:00 ~ 14:30
二和	2 447-3200	第3 (木)	13:00 ~ 14:30
新高根 ★	2 469-4944	第3 (木)	13:00 ~ 14:30
北部	2 457-0433	第3 (木)	13:30 ~ 15:00
習志野台	2 463-2231	第3 (木)	13:30 ~ 15:00
飯山満	2 424-4311	第3 (木)	13:30 ~ 15:00
八木が谷	2 448-5030	第3 (木)	13:30 ~ 15:30
丸山	2 439-0118	第3 (金)	9:30 ~ 11:30
三咲	2 448-3291	第4(水)	13:30 ~ 15:00
小室	2 457-5144	第4 (木)	13:30 ~ 15:00

★新高根公民館は令和7年2月まで休館

17-7 公益財団法人船橋市生きがい福祉事業団

高齢者等に地域に密着した仕事を提供し、生きがいの充実や社会参加を促進するとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

●事業内容 経験と能力を生かし仕事をしたい、という健康な高齢者等が会員となり、

民間企業、一般家庭、公共団体などから事業団が請負った臨時的かつ短期的 又はその他の軽易な仕事を会員に提供、就業していただき、その対価は配分

金として事業団から会員に支払われます。

●仕事の種類 大工、植木、襖・障子張り、施設管理、一般事務、家事、屋内軽作業、除草、

清掃、配布(ポスティング)、着付け、筆耕その他。

●お問い合わせ (公財) 船橋市生きがい福祉事業団 ☎ 047-435-1255

17-8 敬老事業

多年にわたり社会のために尽くされた高齢の人に、感謝と敬意を表すとともに、長寿を 祝い、敬老思想の高揚を図ることを目的に、敬老祝金と敬老行事交付金を交付しています。

●実施内容 「敬老の日」を中心に実施いたします。

□敬老祝金

当該年度の7月1日に市内に居住する高齢者で、その年において88歳、100歳に達する人に祝金を支給しています。

□敬老行事交付金 ※個人に対する交付金ではありません。 敬老行事を実施する町会・自治会等に対して実施費用として交 付金を交付します。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349



生きがいづくり

17-9 高齢者健やか活動支援事業

老人クラブや地域単位の団体等(以下「協力団体」)が、おおむね60歳以上の高齢者を対象として、健康増進や体力づくり、食生活の改善、加齢による心身機能の低下への対応等を演題として、医師・保健師・栄養士等の医療関係者を招き、講演会や説明会を市との共催により開催します。テーマや講師については、協力団体が決定します。

●お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349

17-10 シルバーカード

65歳以上の高齢者を対象に、緊急連絡先などを記入して携帯していただくカードを交付しています。(※公的証明としては使用できません)。

●対象となる人 市内にお住まいの 65 歳以上で、交付を希望される人。

●申請方法 申請書に必要事項を記入の上、返信用封筒と切手を添付して、下記の

窓口に提出するか、高齢者福祉課へ直接郵送で申請。

●申請場所 高齢者福祉課、各出張所・連絡所(福祉ガイドコーナー※ 103 ページ

参照)、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階12番窓口)

●お問い合わせ 高齢者福祉課 いきがい対策係 ☎ 047-436-2349



18 地域支援団体への補助

18-1 認知症カフェの設置支援

「認知症カフェ」とは、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる場のことを言います。

■認知症カフェ運営 補助金交付事業 認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援するために、定期的に認知 症カフェの運営を行った場合に、補助金を交付します。

●PR事業

地域支援団体への補助

認知症カフェを定期的に運営する場合に、市が作成する開催概要一覧に登録し、窓口配布や市のホームページに掲載いたします。

●お問い合わせ

地域包括ケア推進課 認知症対策推進係 ☎ 047-436-2558



19 市役所以外での取り扱い業務及び各受付場所

◆船橋駅前総合窓口センター・出張所(福祉ガイドコーナー)・ 連絡所・オンラインでの取り扱い業務

	総合窓口 センター	出張所・連絡所	オンライン 申請※2
軽度生活援助員派遣の申請	0	0	0
生活・介護支援サポーター派遣の申請	0	0	\circ
寝具乾燥消毒の申請	0	0	\circ
訪問理美容サービスの申請	0	0	\bigcirc
配食サービス(食の自立支援事業)の申請	0	0	\circ
杖の支給の申請	0	0	\circ
日常生活用具給付の申請	0	0	
介護用品(紙おむつ等)支給の申請	0	0	0
はり・きゅう・マッサージ等費用助成券交付の申請	0	0	
福祉タクシー乗車券(要介護者)交付の申請	0	0	
緊急通報装置貸与の申請	0	0	
シルバーカード交付の申請	0	0	
やすらぎ支援訪問員派遣の申請	0	% 1	0
補聴器購入費用助成の申請	0	% 1	
障害者控除対象者認定の申請	0	% 1	0
家族介護慰労金支給の申請	0	% 1	
声の電話訪問の申請	0	% 1	\circ

- ※ 1 書類をお預かりし、高齢者福祉課へ届けます。
- ※ 2 オンライン申請は船橋市ホームページもしくは下記二次元コードからご利用いただけます。



◆オンライン申請は こちらから、検索 したい事業を入れ、 検索してください。



▲【船橋市オンライン申請・届出サービス】手続き申込ページ(パソコン版)

各受付場所

百文门场门	
名 称	電話
船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル 5 階 12 番高齢者福祉窓口)	047-423-3411
二宮出張所	047-464-1811
芝山出張所	047-463-2561
高根台出張所	047-465-4331
習志野台出張所	047-466-2811
豊富出張所	047-457-2003

名 称	電話
二和出張所 ※3	047-447-4507
西船橋出張所	047-433-4321
津田沼連絡所 ※4	047-471-1151
三山連絡所	047-475-8300
小室連絡所	047-457-5146
本中山連絡所	047-336-5481
法典連絡所	047-438-6262

- ※3 令和6年8月~令和7年3月休館
- ※ 4 令和6年6月~令和7年3月休館

20 資 料

◆地域包括支援センター及び在宅介護支援センター 電話番号·FAX·所在地·担当住所一覧

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内14か 所に地域包括支援センター、その協働機関として市内15か所に在宅介護支援センターを設 置し、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々なご相談をお受けしております。 お困りのこと等がありましたら、お気軽にご利用ください。

	⊘ I	中部地域包括支援センター			
		から徒歩約5分	-クライン「新船橋駅」 毎神駅」から徒歩約7分 ら徒歩約13分		
		◇夏見在宅介護支援センター	- 夏見、夏見町、夏見台、		
ф		② 047-460-1203 FAX 047-460-1202 〒273-0861 米ケ崎町691-1 特別養護老人ホームさわやか苑内	→ 复兄、复兄可、复兄立、 - 米ケ崎町		
部		◇高根・金杉在宅介護支援センター	- 高根町、金杉町、金杉、		
巻		☎ 047-406-8765 FAX 047-430-8165 〒273-0854 金杉町141-2 船橋健恒会ケアセンター内	金杉台、緑台		
域	\Diamond	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター			
		047-404-7061 FAX 047-404-7062 274-0816 芝山1-39-7 フォンテーヌ芝山104 【交通】 ・東葉高速線 「飯山満駅」 から徒歩約 9 分 ・『芝山団地入口』 バス停下車徒歩約 1 分	新高根、芝山、 高根台7丁目		
	◇高根台在宅介護支援センター				
		☎ 047-774-0412 FAX 047-774-0413 〒274-0065 高根台2-11-1 千葉徳洲会病院内	高根台 (7丁目除く)		



	\Diamond	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
		047-490-4171 FAX 047-466-1369 【交通】	野駅」から徒歩約1分
		◇二宮・飯山満在宅介護支援センター ☎ 047-461-9993 FAX 047-496-5888 〒274-0822 飯山満町2-519-3 船橋市ケア・リハビリセンター内	二宮、飯山満町、 滝台町、滝台
東		◇薬円台在宅介護支援センター ☎ 047-402-2713 FAX 047-402-2717 〒274-0077 薬円台5-6-1 ますがたビル102	薬円台、薬園台町、 七林町
部	\Diamond	前原地域包括支援センター	
圏域		047-403-3201FAX 047-403-3202274-0825前原西2-29-10 青空ビル1階【交通】・JR「津田沼駅」から徒歩約7分・新京成線「新津田沼駅」から徒歩約8分	中野木、前原東、前原西
	\Diamond	三山・田喜野井地域包括支援センター	
		047-403-5155 FAX 047-403-5156 274-0072 三山6-41-24 田屋ビル103 【交通】 ・『三山車庫』バス停下車徒歩約1分	田喜野井、習志野、三山
	\Diamond	習志野台地域包括支援センター	
		047-462-0002FAX 047-465-3551274-0063習志野台2-71-15 ACEビル202【交通】 ・新京成線・東葉高速線「北習志野駅」から徒歩約8分	習志野台、西習志野
	\Diamond	西部地域包括支援センター	
		047-302-2628 FAX 047-302-2639 【交通】 273-0033 本郷町457-1 西部消防保健センター4階 ・JR「西船橋駅」た	いら徒歩約10分
—		◇ 葛飾在宅介護支援センター ☎ 047-410-0072 FAX 047-410-0750 〒273-0031 西船2-21-12 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内	山野町、印内町、 葛飾町、本郷町、 古作町、古作、西船、 印内、東中山
西		◇中山在宅介護支援センター	
部圏		☎ 047-302-3212 FAX 047-302-3213 〒273-0034 二子町492-26-102	二子町、本中山
	\Diamond	塚田地域包括支援センター	
域		047-404-7221 FAX 047-404-7222 273-0042 前貝塚町535-10 ハイム ルーエ 【交通】 ・東武アーバンパークライン「塚田駅」から徒歩約1分	旭町、北本町、行田、 行田町、前貝塚町、山手
	\Diamond	法典地域包括支援センター	
		047-430-4140 FAX 047-430-6541 273-0855 馬込西1-2-10 寿ビルA101 【交通】 ・東武アーバンパークライン「馬込沢駅」から徒歩約1分	上山町、藤原、 馬込町、馬込西、丸山

20

資

	^ -			
	\Diamond	南部地域包括支援センター		
		047-436-2883 FAX 047-436-2885 273-8501 湊町2-10-25 市役所3階	【交通】 ・JR「船橋駅」から ・京成本線「京成船	5徒歩約15分 3橋駅」から徒歩約13分
		◇湊町在宅介護支援センター		本町3丁目、湊町、浜町、
南		☎ 047-409-1270 FAX 047-409-1364 〒273-0011 湊町2-11-3 AS湊町ビル402		若松、日の出、西浦、 栄町、潮見町、高瀬町
部		◇海神在宅介護支援センター		南本町、海神、海神町、
圏		☎ 047-410-1230 FAX 047-410-1234 〒273-0021 海神6-7-5-102		海神町東、海神町西、海神町南、南海神
域	\Diamond	宮本・本町地域包括支援センター		
		047-401-0341 FAX 047-401-0351 273-0003 宮本4-19-12 ヨモギダビル203 【交通】 ・京成本線「大神宮下駅」から徒歩1分		宮本、市場、東船橋、東町、駿河台
		◇本町在宅介護支援センター		
		☎ 047-422-9800 FAX 047-422-2410 〒273-0005 本町7-15-19-103		本町 (3丁目除く)
	\Diamond :	北部地域包括支援センター		
		047-440-7935 FAX 047-449-7605 274-0812 三咲7-24-1 北部福祉会館 1 階	【交通】 ・新京成線「三咲駅」 『鎌ヶ谷大仏』「小! 『三咲東郵便局』 T	
		◇三咲在宅介護支援センター		
		☎ 047-460-9300 FAX 047-460-9295 〒274-0812 三咲4-1-11-104		三咲町、三咲、南三咲
		◇松が丘在宅介護支援センター		
		☎ 047-461-3465 FAX 047-461-3449 〒274-0064 松が丘1-33-4 ひばりの丘デイサービス	センター内	松が丘
ماك		◇大穴在宅介護支援センター		10m 10+
北部		☎ 047-400-2355 FAX 047-456-0577 〒274-0068 大穴北7-22-1 老人保健施設千葉徳洲苑		大穴町、大穴南、 大穴北
	\Diamond	二和・八木が谷地域包括支援センター		
圏域		047-448-7115 FAX 047-448-7139 274-0805 二和東6-17-39 【交通】・新京成線「二和向台駅」から徒歩約3分		二和東、二和西
		◇八木が谷在宅介護支援センター		八木が谷町、咲が丘、
		☎ 047-448-6300 FAX 047-448-6302 〒274-0807 咲が丘3-11-4		みやぎ台、八木が谷、 高野台
	\Diamond	豊富・坪井地域包括支援センター		
		047-457-3331 FAX 047-457-3337 274-0056 神保町117-8 【交通】 ・新京成線「三咲駅」 から『セコメディック病 行きバスで『御堂前』 下車徒歩約1分	院』『小室駅』	大神保町、金堀町、 楠が山町、車方町、小野田町、 小室町、古和釜町、神保町、 鈴身町、豊富町
		◇坪井在宅介護支援センター		
		☎ 047-469-1100 FAX 047-469-1010 〒274-0069 坪井西2-1-9		坪井東、坪井西、 坪井町

◆地域密着型サービス事業所一覧表 (令和6年6月1日現在)

●定期巡回·随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携し ながら、定期巡回訪問と随時対応を行います。

NO.	事業所名	所在地	電話番号	事	業実施	钷区域	(市内)
NO.		电记田分	東部	西部	南部	北部	中部	
1	やさしい手新高根 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	新高根 3-27-2	050-1753-4347	0	0	0	0	
2	生活クラブ風の村 定期巡回ステーション高根台	高根台 2-2-17	047-496-7263	一部	×	×	一部	一部
3	丸美ライフサービス 定期巡回・随時対応事務所	本町 2-26-20	047-401-7097	×	0	0	0	
4	銀木犀〈薬園台〉 定期巡回・随時対応型事業所	飯山満町 3-1587	047-402-4062	0	×	×	×	一部
5	SOMPOケア船橋前原定期巡回	前原西 3-16-6	047-403-6411	0	0	0	0	
6	けあらぼ24船橋行田	山手 3-14-5	047-407-2718	×	一部	一部	×	×
7	今から定巡24	本町 4-40-23 9F	047-409-8037	0	0	0	0	0

●認知症対応型通所介護

認知症の人のためのデイサービスです。通所介護施設等で食事、入浴などの日常生 活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

NO.	事業所名	所在地	電話番号
1	四市複合事務組合三山園デイサービスセンター	三山 2-3-2	047-493-2208
2	セントケア大神宮下	宮本 1-23-20	047-411-1016
3	デイサービスひだまりの家	習志野台 2-62-34	047-496-0005



●小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の状況に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを行います。

NO.	事業所名	所在地	電話番号
1	けあふるタウン日香里	みやぎ台 1-13-1	047-440-1127
2	小規模多機能ステーションガーデンコート西船橋	西船 2-34-20	047-410-0100
3	生活クラブ風の村小規模多機能ハウス高根台	高根台 2-2-17	047-496-7261
4	小規模多機能ステーションガーデンコート船橋三山	三山 5-57-12	047-403-1755
5	セントケア夏見	夏見 5-6-9	047-423-8651
6	小規模多機能型居宅介護 鶴亀	丸山 5-37-7	047-407-2572
7	パナソニック エイジフリーケアセンター 船橋夏見・小規模多機能	夏見 3-31-40	047-424-1722
8	パナソニック エイジフリーケアセンター 船橋習志野台・小規模多機能	習志野台 8-41-10	047-490-2102
9	小規模多機能居宅介護ソレイユ高根台	高根台 3-10-5	047-468-8050
10	ヒューマンライフケア船橋の宿	夏見台 5-12-15	047-430-6302
11	小規模多機能居宅介護ソレイユ三山	三山 5-42-25	047-411-8133

●看護小規模多機能型居宅介護

利用者の状況に応じて、通い、訪問介護、訪問看護および宿泊を組み合わせた柔軟なサービスを行います。

NO.	事業所名	所在地	電話番号
1	セントケア看護小規模船橋	北本町 1-10-15	047-460-2111
2	看護小規模多機能型居宅介護ノテ船橋	高根町 1665-2	047-404-6089

●認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

※介護相談員の派遣有り(詳細は 95 ページ)

NO.	事業所名	所 在 地	電話番号
1	グループホームみかんの樹	金杉台 1-4-5	047-440-5765
2	ぐるうぷほうむ礎 (モト)	行田 3-2-22	047-406-8184
3	グループホーム「なしの郷」	大穴北 7-22-2	047-456-7410
4	ライブラリ船橋	本町 5-19-1 1·2F	047-426-0112
5	グループホームうららか船橋	金杉 9-8-22	047-406-7710
6	ふなばし翔裕館	松が丘 5-32-1	047-456-3777
7	グループホームみかんの樹松が丘	松が丘 3-63-30	050-3478-1314
8	グループホームハピネス	古和釜町 207	047-410-8001
9	ディアフレンドならしの [※]	習志野 1-13-17	047-464-6800
10	けあふるタウン日香里	みやぎ台 1-13-1	047-440-1127

NO.	事業所名	所在地	電話番号
11	グループホームガーデンコート西船橋	西船 2-34-20	047-410-0100
12	グループホームさくら館	習志野台 8-55-1	047-496-0315
13	グループホームゆう希苑ふなばし	金杉 8-24-11	047-438-6651
14	愛の家グループホーム船橋海神	海神 5-29-20	047-431-3580
15	ニチイケアセンター東船橋	東船橋 2-17-17	047-460-0381
16	愛の家グループホーム船橋二子 [※]	二子町 629-2	047-302-4820
17	グループホーム光ハイツ	飯山満町 3-1589-1	047-461-3785
18	グループホームみかんの樹こわな	松が丘 3-63-23	047-465-9901
19	ウェルミー高根台	高根台 2-2-17	047-467-2570
20	ニチイケアセンター西船橋 ※	西船 3-7-33	047-495-1071
21	グループホームガーデンコート船橋三山	三山 5-57-12	047-403-1755
22	グループホームゆう希苑つかだ	前貝塚町 444-1	047-429-3191
23	ニチイケアセンター咲が丘	咲が丘 3-2-1	047-449-7871
24	グループホームゆう希苑まごめざわ	上山町 3-616-1	047-438-6001
25	セントケアホーム夏見	夏見 5-6-9	047-423-8651
26	グループホームひだまりの家	習志野台 2-62-34	047-496-0005
27	ミモザ西船橋	海神町南 1-735-1	047-407-2460
28	ニチイケアセンター夏見台 ※	夏見台 4-15-50	047-430-6501
29	グループホームゆう希苑かなすぎ	金杉町 882-3	047-439-5447
30	グループホームひまわり新高根	新高根 2-24-7	047-401-2347
31	グループホームひまわり山手 ※	山手 3-5-22	047-402-3241
32	ミモザ船橋	行田町 77	047-401-7461
33	グループホームアスカみずき I	飯山満町 1-206	047-460-6526
34	グループホームアスカみずきⅡ	飯山満町 1-206	047-460-6526
35	グループホームたか音の杜 ※	高根台 2-10-30	047-468-8808
36	グループホーム船橋笑寿苑 ※	大穴北 4-25-15	047-410-8415
37	グループホーム楽家薬園台	薬円台 1-18-8	047-404-2281
38	コミュニティホームみさき	二和東 2-8-5	047-407-7516
39	コンフォートフィオーレ船橋	栄町 1-6-24	047-431-0177
40	グループホームガーデンコート前原東	前原東 5-42-35	047-403-2556
41	グループホームきらら船橋宮本	宮本 8-1-22	047-425-7801
42	愛の家グループホーム船橋坪井東	坪井東 5-23-6	047-457-3180
43	グループホームめいと船橋小室	小室町 5077	047-436-8211
44	グループホームカラン	中野木 2-32-3	047-472-4877
45	グループホーム椛舎	三咲 7-24-15	047-436-8700
46	グループホームいろり	三山 5-15-6	047-489-1613
47	コンフォートフィオーレ船橋宮本	宮本 1-2-15	047-405-2168
48	ヒューマンライフケア船橋グループホーム	夏見台 5-12-15	047-430-6301
49	グループホームつどい「新船橋」	北本町 2-18-31	047-422-6100

●地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設(介護付き有料老人ホーム)で、 日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

NO.	事業所名	所 在 地	電話番号
1	有料老人ホームみさき	三咲 4-23-15	047-407-7780
2	有料老人ホームはさま	飯山満町 2-685-3	047-401-5162
3	介護付き有料老人ホームきゃろっと	本町 4-8-30	047-774-3150

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)で、日常 生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。

※介護相談員の派遣有り(詳細は95ページ)

NO.	事業所名	所 在 地	電話番号
1	特別養護老人ホーム三咲館	南三咲 3-27-1	047-401-3666
2	特別養護老人ホームたか音の杜 ※	高根台 2-10-30	047-468-8808
3	特別養護老人ホーム船橋笑寿苑 ※	大穴北 4-25-15	047-410-8411

◆介護保険施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

- ※ 1 介護相談員派遣の有無(詳細は95ページ)
- ※ 2 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度 (詳細は 48 ページ)

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

NO.	施設名	(設置主体) 経営主体	所在地	電話	定員	開設 年月日	%1	*2
1	三山園	四市複合事務 組合	三山2-3-2	047-476-2885	100人	昭47. 6. 1	有	有
2	ワールドナーシング ホーム	(福)清和会	飯山満町2-681	047-467-6111	80人	昭60. 4. 1	有	有
3	船橋梨香園	(福)創明会	車方町541-2	047-457-2818	人08	昭62. 5. 1	有	有
4	船橋グリーンてらす	(福)緑山会	古和釜町871-2	047-457-7586	人08	平元 . 4. 1	有	有
5	南生苑	(福)南生会	古和釜町430-1	047-457-8660	83人	平 4. 7.20	有	有
6	船橋百寿苑	(福)修央会	古和釜町791-1	047-469-0100	80人	平 8. 4. 1	有	有
7	船橋あさひ苑	(福)治生会	旭町4-9-1	047-430-7781	95人	平10. 4. 1	有	有
8	第2ワールド ナーシングホーム	(福)清和会	飯山満町 2-518-1	047-461-9111	50人	平10. 4. 1	有	有
9	ローゼンヴィラ藤原	(福)千葉県			48人	平11. 4. 1	有	有
10	ローゼンヴィラ藤原 (ユニット型)	福祉援護会	藤原8-17-3	047-430-7922	60人	平20. 5. 1	有	有

NO.	施設名	(設置主体) 経営主体	所在地	電話	定員	開設 年月日	%1	*2
11	さわやか苑				100人	平11.12. 1	有	有
12	さわやか苑 (ユニット型)	(福)聖進會	米ヶ崎町691-1	047-460-1200	48人	平17. 4. 1	有	有
13	オレンジガーデン	(福)康和会	芝山7-41-2	047-461-5356	50人	平12.11. 1	有	有
14	朋松苑(市立)	(船橋市) (福)八千代美香会	西船2-21-12	047-410-0117	100人	平14. 6. 1	有	有
15	船橋健恒会 ケアセンター	(福)健恒会	金杉町141-2	047-429-4165	70人	平15.10. 1	有	無
16	習志野台みゆき苑 (ユニット型)	(福)和習会	習志野台4-46-7	047-461-3294	70人	平17. 1. 1	有	無
17	ひかりの郷 (ユニット型)	(福)創誠会	二和西6-3-20	047-440-4165	90人	平18. 8. 1	有	無
18	さくら館 (ユニット型)	(福)苗場福祉会	習志野台8-55-1	047-496-0270	100人	平19. 4. 1	有	無
19	プレーゲ船橋 (ユニット型)	(福)六親会	金堀町195	047-410-8611	90人	平23. 5.10	有	有
20	南三咲	(福)河内厚生会	南三咲3-27-1	047-401-3666	80人	平24. 4. 1	有	無
21	つぼい愛の郷	(福)秀心会	坪井町146-1	047-404-4862	100人	平24. 4. 1	有	無
22	みやぎ台南生苑 (ユニット型)	(福)南生会	みやぎ台4-18-1	047-447-5800	80人	平26. 9.24	有	有
23	船橋健恒会 ケアセンター南館	(福)健恒会	金杉町139-2	047-430-8765	52人	平27. 2. 1	有	無
24	船橋愛弘園 (ユニット型)	(福)愛弘会	高根台3-10-1	047-466-6377	人08	平27. 3. 1	有	有
25	アグリ・ケアホーム いこいの森 (ユニット型)	(福)朋友会	大神保町700-5	047-457-3700	80人	平27. 4. 1	有	有
26	ふなばし翔裕園 (ユニット型)	(福)長寿の里	旭町4-19-30	047-439-1138	80人	平27.10. 1	有	有
27	ケアホーム船橋	(福)関西中央			30人		無	有
28	ケアホーム船橋 (ユニット型)	福祉会	馬込町899-2	047-406-6200	50人	平30. 6. 1	無	有
29	太陽と緑の家藤原				40人		無	無
30	太陽と緑の家藤原 (ユニット型)	(福)松涛会	藤原5-27-20	047-436-8528	40人	令元 .10. 1	無	無
31	船橋こひつじ園 (ユニット型)	(福)小羊会	高根台3-15-1	047-407-1115	50人	令3 . 5. 1	無	無
32	船橋こひつじ園				50人	令3 . 8. 1	無	無
33	タムスさくらの杜 船橋	(福)春和会	上山町3-672-1	047-401-9412	100人	令3 .10. 1	無	無
34	ノテ船橋				40人		無	有
35	ノテ船橋 (ユニット型)	(福)ノテ福祉会	高根町1665-2	047-404-1684	50人	令4.5.1	無	有

2. 介護老人保健施設

※介護相談員派遣の有無(詳細は95ページ)

NO.	施設名	(設置主体) 経営主体	所在地	電話	定員	開設 年月日	*
1	船橋ケアセンター	(医)東光会	高野台5-741-6	047-449-7007	120人	平 5.11. 1	有
2	やすらぎ	(公財)復光会	市場3-3-1	047-426-5715	100人	平 9. 8.26	有
3	千葉徳洲苑	(医)徳洲会	大穴北7-22-1	047-457-8411	100人	平10. 3. 6	有
4	フェルマータ船橋	(医)紺整会	飯山満町1-822	047-425-5581	97人	平10. 7.17	有
5	ロータスケアセンター	(医)弘仁会	藤原5-23-1	047-439-6011	114人	平10.11.20	有
6	大穴さくら苑	(医)三松会	大穴北8-41-1	047-457-1177	100人	平11. 3.25	有
7	船橋うぐいす園	(医)シルヴァー サービス会	高根町1-1	047-425-8451	100人	平12. 2.17	有
8	ふなばし光陽	(医)よつ葉会	豊富町644-12	047-456-2661	70人	平12. 6. 5	有
9	オレンジガーデン・ ケアセンター	(医)すいめい会	芝山7-41-1	047-461-6865	98人	平12.11. 1	有
10	みさきの郷	(医)千葉光徳会	三咲4-23-15	047-407-7888	100人	平24. 4. 1	有
11	はさま徳洲苑	(医)徳洲会	飯山満町2-685-3	047-401-5161	100人	平24. 5. 1	有
12	リハビリケア船橋	(医)協友会	本町4-8-30	047-774-0220	100人	平27. 9. 1	有
13	なつみの郷	(医)豊寿会	夏見台4-24-1	047-439-7230	100人	平30.12. 1	無
14	エスポワール船橋	(医)寿光会	小野田町1494-1	047-497-8513	100人	令 2. 2. 1	無

◆高齢者福祉施設一覧表

(令和6年4月1日現在)

1. 老人福祉センター

NO.	施 設 名	所在地	電話	開設年月日
1	中央老人福祉センター	夏見台 1-11-3	047-438-1105	昭50. 9. 1
2	東老人福祉センター	薬円台 5-31-1 社会福祉会館内	047-466-1381	昭59. 4. 1
3	北老人福祉センター	三咲 7-24-1 北部福祉会館内	047-449-7601	平 6. 4.22
4	西老人福祉センター	藤原 3-2-15 西部福祉会館内	047-429-0810	平 8. 5.10
5	南老人福祉センター	湊町 1-11-19 南部福祉会館内	047-495-8011	平11. 9. 1



2. デイサービスセンター (設置者:船橋市)

NO.	施 設 名	所 在 地	電話	開設年月日
1	船橋市北老人デイサービスセンター	三咲 7-24-1	047-440-1615	平 6.10. 1
2	船橋市南老人デイサービスセンター	湊町 1-11-19	047-420-1230	平11. 9. 1
3	船橋市朋松苑デイサービスセンター	西船 2-21-12	047-410-0117	平14. 6. 1

3. 養護老人ホーム

NO.	施設名	所在地	電話	定員	開設年月日
1	養護老人ホーム豊寿園	金堀町 195	047-457-2201	52人	平 21.10. 1

4. 軽費老人ホーム(A 型)

NO	施設名	(設置主体) 経営主体	所在地	電話	定員	開設年月日
1	福寿荘	(福)修央会	古和釜町 791-1	047-462-2021	100人	昭 58. 5. 1

5. 軽費老人ホーム(旧ケアハウス)

NO.	施設名	(設置主体) 経営主体	所在地	電話	定員	開設年月日
1	ヴィラ梨香園	(福)創明会	車方町 543	047-457-2817	50人	平10. 3. 1
2	みどりの丘	(福)治生会	旭町 4-9-1	047-430-7711	30人	平10. 4. 1
3	市立船橋長寿園	(船橋市) (福)清和会	飯山満町 2-519-3	047-461-9994	40人	平 10. 5.22
4	ローゼンヴィラ藤原	(福)千葉県 福祉援護会	藤原 8-17-3	047-430-7933	26人	平11. 4. 1
5	オレンジガーデン	(福)康和会	芝山 7-41-3	047-461-8236	62人	平 12.11. 1
6	シオン	(福)豊富福祉会	豊富町 659-3	047-456-2227	50人	平14. 4. 1
7	船橋みどりの里	(福)夏進会	神保町 131-2	047-440-6310	50人	平 15. 2. 1

6. 老人生きがい広場ゲートボール場

NO.	施 設 名	所 在 地	面積 (m²)	面 数
1	習志野台ゲートボール場	習志野台 5-42-2	780	1
2	三山ゲートボール場	三山 6-14	824	1
3	本郷ゲートボール場	本郷町 499	1,029	1
4	南三咲ゲートボール場	南三咲 3-17-25	4,259	3
5	松が丘ゲートボール場	松が丘 4-32	944	1
合計	5施設7面			

◆老人憩の家一覧表

(令和6年4月1日現在)

NO.	所 在 地	備考
1	宮本 6-18-1	宮本児童ホーム内
2	浜町 2-1-15	浜町公民館内
3	若松 2-3-6	若松児童ホーム内
4	南本町 10-1	南本町子育て支援センター内
5	本町 1-23-7	海神第二保育園隣
6	海神町 2-264-5	海神児童ホーム内
7	西船 2-21-12	朋松苑内
8	西船 4-17-3	西船橋出張所內
9	本郷町 554	西船児童ホーム内
10	本中山 1-6-6	本中山児童ホーム内
11)	前貝塚町 601-1	塚田児童ホーム内
12	夏見 4-39-15	夏見児童ホーム内
13	前原西 7-15-27	民家
14)	飯山満町 2-488-8	飯山満児童ホーム内
15)	小室町 3308	小室児童ホーム内

NO.	所 在 地	備考				
16	習志野台 2-19-11	習志野台二丁目町会会館内				
17	習志野台 3-17-3	民家				
18	習志野台 8-32-17	民家				
19	薬円台 3-10-19	民家				
20	薬円台 5-18-1	薬円台児童ホーム内				
21)	高根台 1-2-5	高根台公民館内				
22	高根台 2-2-2	高根台保育園隣				
23	松が丘 1-52-22	松が丘児童ホーム内				
24)	三山 2-42-3	三山児童ホーム内				
25	三山 5-23-8	民家				
26	田喜野井 1-26-1	民家				
27	田喜野井 4-24-1	民家				
28	新高根 1-12-9	新高根児童ホーム内				
29	みやぎ台 1-7-1	八木が谷児童ホーム内				
30	三咲 3-5-10	三咲児童ホーム内				

※数字の○囲みの所は公共施設内に設置



◆地区社会福祉協議会一覧表

(令和6年4月1日現在)

(月~金:10:00~12:00 13:00~15:00 土日祝日・年末年始は除く)

地区社協名	場所(事務拠点)	電話	ミニデイ サービス	ふれあい サロン	助け合い 活動	車イス貸出
宮本地区	宮本 6-18-1	宮本公民館敷地内	047-421-1018	0	0	0	\circ
湊町地区	湊町 1-11-19	南老人福祉センター内	047-433-9150	0	0		
本町地区	本町 2-2-5	中央公民館内	047-434-6556	0	0		
海神地区	海神 6-3-36	海神公民館内	047-437-2207	0	0		
葛飾地区	西船 4-17-3	西船橋出張所內	047-437-6633	0	0		
本中山地区	本中山 1-6-6	西部公民館内	047-336-7011	0	0	0	\circ
塚田地区	前貝塚町 601-1	塚田公民館敷地内	047-430-7345	0	0	0	
法典地区	藤原 7-33-7	法典公民館内	047-430-8077	0	0	0	
夏見地区	夏見 2-29-1	夏見公民館内	047-425-3808	0	0	0	
高根• 金杉地区	高根町 2885-3	高根公民館内	047-438-5671	0	0	0	0
高根台地区	高根台 1-2-5	高根台公民館内	047-467-4551	0	0		\circ
高芝地区	新高根 1-12-9	新高根公民館内 ★	047-469-5050	0	0	0	\circ
前原地区	前原西 2-21-21	東部公民館内 ★	047-471-8121	0	0	0	0
二宮・ 飯山満地区	飯山満町 1-950-3	飯山満公民館内	047-424-0317	0	0	0	\circ
薬円台地区	薬円台 5-31-1	社会福祉会館内	047-469-6118	0	0		0
三田習地区	三山 8-19-1	三山市民センター内	047-471-3325	0	0		
習志野台地区	習志野台 1-6-7	ライツC号室	047-465-0250	0	0	0	
二和地区	二和東 5-26-1	二和公民館内	047-447-3711	0	0	0	0
三咲地区	三咲 3-5-10	三咲公民館内	047-440-2161	0	0	0	
八木が谷地区	八木が谷 2-14-6	八木が谷公民館内	047-448-7713	0	0	0	
松が丘地区	松が丘 4-32-2	松が丘公民館敷地内	047-468-6120	0	0	0	
大穴地区	大穴南 3-19-1	海老が作公民館内	047-464-8581	0	0	0	
豊富地区	豊富町 4	北部公民館内	047-457-1552	0	0	0	
坪井地区	坪井町 1371	坪井公民館内	047-402-0933	0	0	0	

[※]それぞれの活動については、67ページをご覧ください。

[★]新高根公民館は令和7年2月まで、東部公民館は令和7年3月までそれぞれ休館

介護保険・高齢者福祉ガイド

令和6年8月発行

編集・発行

船橋市

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25 TEL.047-436-3306 (介護保険課)

㈱総合印刷新報社

〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町32 TEL.047-431-9166